

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 危機に対する体制・都市基盤の強化
-----	--------------------

施策主管課	危機管理課	総合計画記載頁	122
-------	-------	---------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に応急対策が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、様々な危機が発生した場合に、適切に行動ができるようになっています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価			
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない					
産出指標	防災出前講座の参加者(人)	単年度目標値	1,280	1,460	1,640	1,820	2,000	—								A		
	基準値(H28)	1,100	実績値	2,260	1,501	1,127	495		804	基準値 (H29) 3.8% 30.8% 34.6% 17.7% 4.2% 35.8%								
	目標値(R4)	2,000	単年度の達成度	176.6%	102.8%	68.7%	27.2%		40.2%		H30 3.9% 25.6% 29.5% 17.4% 7.0% 37.4% R1 6.0% 30.2% 36.2% 17.3% 7.0% 35.5% R2 4.2% 32.6% 36.8% 21.3% 7.1% 28.4% R3 5.0% 30.3% 35.3% 23.8% 5.0% 29.8% R4 5.1% 34.5% 39.6% 19.7% 6.8% 28.0%							
	水道基幹管路の耐震適合率(%)	単年度目標値	50.2	51.2	52.1	53.0	54.0		A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H28)	49.3	実績値	49.7	59.1	59.3	72.3			72.4								
	目標値(R4)	54	単年度の達成度	99.0%	115.4%	113.8%	136.4%			134.1%								
想定避難者数に対する防災物品の整備率(%)	単年度目標値	97.6	98.2	98.8	99.4	100.0	A	【参考指標】 中核市水準比較 中核市平均 本市実績 本市順位										
基準値(H28)	97	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0										
目標値(R4)	100	単年度の達成度	102.5%	101.8%	101.2%	100.6%		100.0%										
単年度目標値																		
成果指標	基準値(H29)		実績値					評価の組合せ 指標 評価										
	目標値(R4)		単年度の達成度															
	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]			産出指標 A									
	② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]			成果指標 A									
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足 A											
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成事業 B											

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況
 ・防災出前講座の実施
 ⇒ 防災出前講座は、人数制限や2回に分けるなどの工夫を凝らしながら実施
 ⇒ 地域から要望の多い避難所の開設方法について、解説付き動画を作成し、全地区の自主防災会へ配付
 ・
 ⇒

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り巻く環境等	・近年、全国的に自然災害が頻発化・激化の傾向にあることから、市民の防災意識は高まってきており、災害に強いインフラの整備はもちろんのこと、災害対応の基本となる「自助」「共助」の考え方をはじめとした防災知識の更なる普及・啓発や、自主防災組織との連携体制の確保等による地域防災力の強化など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることによる総合的な災害対応力の向上が求められている。 ・また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、コロナの影響によりこれまで縮小・中止となっていた各種事業について、市民や地域と連携を図り、実施していく必要がある。			95点
施策指標	・防災出前講座の実施の際には、新型コロナウイルス感染症対策として、人数制限や2回に分けるなどの工夫を凝らしながら実施し、参加人数は増加に転じているが、まだピーク時の人数には達していない。 ・また、水道基幹管路については、計画的な耐震化が図られており、防災物品の備蓄については、引き続き、計画的に備蓄品を調達・更新していく。	市民満足度	全国的に自然災害が頻発化・激化の傾向にあり、災害をはじめとした各種危機に対する市民のニーズや要求水準が高まっている中、防災物品の計画的な備蓄や、水道基幹管路、橋梁の計画的な耐震化などの取組に加え、避難所の開設状況や混雑状況をホームページから簡単に確認できる「避難所開設状況管理システム」の導入や、民間事業者との災害時協定による避難所への電力供給体制の強化など、市民の関心の高い避難所に関する対策を強化したことから、市民満足度が増加したものと考えられる。	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

№	事業名	好循環P・戦略事業SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	①昨年度の評価(成果や課題)と②今後の取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防災備蓄整備事業		防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画どおり	19,216	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】計画的な備蓄品の確保と防災備蓄庫の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、食料・生活必需品等の備蓄を計画的に行なった。 ・各防災備蓄庫の大規模な棚卸しを行うとともに、「災害情報共有システム」による管理台帳のシステム化に取り組むなど、物資の適正管理を図った。 ・被災者や新型コロナウイルスの経験、被害想定を踏まえた、必要な物資を計画的に備蓄する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:備蓄計画の見直しと備蓄品の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」を策定し、計画的に備蓄品を調達・更新していくとともに、システムを活用した物資の適正管理を行っていく。
2	ICTを活用した情報収集伝達体制の整備		防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者 ・ホームページ閲覧者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画どおり	12,135	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】適切な避難行動につながる新システムの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が躊躇することなく、適切な避難行動をとれるよう、避難所の開設状況や混雑状況をホームページから簡単に確認できる「避難所開設状況管理システム」を導入した。 ・広報紙や出前講座、自治会回覧によるチラシ配布などにより、「登録制防災情報メール」や「防災ラジオ」の普及促進を図った。 ・「登録制防災情報メール」は発信できる情報量も多く、複数存在する情報収集手段の中でも特に効果的なツールであることから、より一層の普及促進が必要である。 <p>【②今後の取組方針:登録制防災メールの更なる普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組に加え、自分で登録ができない方への登録支援や、多くの人が集まるイベント時などの機会を捉えた登録促進活動など、登録制防災メールの普及促進に向けた効果的な取組を検討・実施し、登録制防災メールの更なる普及促進を図っていく。
3	上水道施設の耐震化	SDGs 好循環P	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する	水道利用者 水道施設	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画どおり	418,275	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松田新田浄水場急速ろ過池や導水管などの耐震化を実施するとともに、次期計画となる第2期水道施設耐震化整備計画を策定した。 <p>【②今後の取組方針:耐震化の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時においても、避難所や病院などへの水道水の供給を確保するため、引き続き、松田新田浄水場の耐震化や、次期計画である第2期水道施設耐震化整備計画に基づき白沢浄水場導水管などの耐震化を進める。
4	急傾斜地崩壊対策事業	SDGs 好循環P 戦略事業	土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難	市内全域の急傾斜地崩壊危険区域に居住する市民	・県施工の崩壊防止事業の促進 ・防災訓練等の実施	計画どおり	12,212	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水・雨水対策推進計画における「備える」取組を推進するため、「土砂災害防止月間」の6月に広報紙を通じた周知啓発に加え、旧上河内地区の急傾斜地崩壊危険箇所周辺において、ハザードマップを活用した住民参加(計37名、うち住民11名)による実践的な防災訓練や関係機関による急傾斜地における危険箇所を事前に把握するための合同点検(計28名)を実施し、市民の防災意識の向上に努めるとともに、災害対応に係る関係機関との連携を確認した。 ・土砂災害の未然防止に向け、本市が県に要望している急傾斜地崩壊危険箇所2箇所については、県が整備中であるが、未整備箇所が多いため、対策の一層の促進を図るため、県のスピードアップを求めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:【関係機関と連携した防災対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、緊急時における迅速な避難及び土砂災害の未然防止に向けた取り組みとして、市民や関係者との協力による「防災訓練」や「合同点検」を実施し、市民の防災意識の更なる向上と関係機関等との連携強化を図るとともに、引き続き、県に危険箇所対策の早期実施を要望していく。 ・防災訓練などの実施に当たっては、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じ、密を回避しながら取り組んでいく。 ・「備える」取組として、土砂災害リスクの情報に加え、その他洪水などの情報を一つにまとめ、市民にとって分かりやすく使いやすいハザードマップを作成し、あらゆる機会を通じて周知啓発を図ることにより、市民の更なる防災意識の向上と緊急時における自発的な避難行動の促進に取り組んでいく。
5	橋りょう維持修繕事業	SDGs 好循環P	地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	1,052,407	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】橋りょうの耐震化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょうの耐震化を実施したほか、橋りょうの定期点検や令和元年度からの継続事業である鬼塚橋の大規模修繕工事を実施するなど、着実に長寿命化の推進を図ることができた。 ・今後、急速に進む橋りょうの高齢化や老朽化への、更なる計画的な対応が必要になる。 <p>【②今後の取組方針:計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、都市基盤の防災性の強化及び道路機能の適切な確保のため、令和4年度に改定した「宇都宮市道路施設長寿命化計画(橋梁編)」に基づき、橋梁の耐震化を図るとともに、新技術を活用しながらメンテナンスサイクルを継続的に実施し、長寿命化対策を確実に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・実効性の高い訓練の実施 コロナの影響によりこれまで縮小・中止となっていた各種防災訓練等の再開が見込まれる中、市民や地域ニーズを捉え、実践的かつ実効性の高い訓練を実施・推進していく必要がある。</p> <p>・計画的な備蓄物資の調達・更新 「第2次宇都宮市防災備蓄・調達計画」が計画期間の満了を迎えることから、計画の更新を行うとともに、食料や燃料などの期限のある物資を適切に更新していくため、より効果的な管理方法を検討する必要がある。</p> <p>・「登録制防災情報メール」の普及促進 避難情報等は、「登録制防災情報メール」のほか、緊急速報メール、テレビ、ラジオなど様々な手段で発信することとしているが、中でも「登録制防災情報メール」は、より詳細な情報を伝達できるため、市民にとって特に効果的な手段となることから、更なる普及促進に向けた新たな方策を検討する必要がある。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 災害による被害を軽減する都市基盤の整備に当たって、水道基幹管路・橋りょうの耐震化などの推進により、災害発生時でも市民の生命や財産が守られ、都市機能が喪失しないよう、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。</p>	<p>・実効性の高い訓練の実施 総合防災訓練では「共助」の取組を推進するため、「救出・救護訓練」や「停電時を想定した避難所運営訓練」などの住民参加型の実動型訓練を多く取り入れ、実効性を高めるとともに、例年行われている各種訓練についても同様の視点から見直しを図り、災害対応力の更なる向上を図る。</p> <p>・計画的な備蓄物資の調達・更新 「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」を策定し、防災物品を計画的に備蓄するとともに、「災害情報共有システム」を活用した備蓄物資の適正管理を図る。</p> <p>・「登録制防災情報メール」の普及促進 自治会等を活用したチラシの回覧・配布や出前講座による周知を行うとともに、総合防災訓練等の多くの人が集まるイベント時などの機会を捉えた新たな登録促進活動を実施していく。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 災害に強いまちづくりを目指すため、設備の更新や耐震化について、各種計画に基づき、引き続き、計画的に進める。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 総合的な治水・雨水対策の推進
-----	------------------

施策主管課	河川課	総合計画 記載頁	123
-------	-----	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識をもって防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対応が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	治水・雨水対策が進み、市民の安全性が向上しています。
------	----------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅲ	安全・安心かつ効率的で健全な都市運営を実現する。				
成果	基本目標Ⅲ	安全・安心かつ効率的で健全な都市運営を実現する。				

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	
	産出指標	公共施設の雨水貯留施設の設置容量(m ³)	単年度目標値	1,794	1,794	1,794	1,794		1,993
基準値(H29)		1,794m ³	実績値	1,794	1,794	1,922	4,347	6,185	
目標値(R4)		1,993m ³	単年度の達成度	100.0%	100.0%	107.1%	242.3%	310.3%	
単年度目標値									
基準値(H●)			実績値						
目標値(R4)			単年度の達成度						
成果指標	河川の整備率(都市基盤河川・準用河川)	単年度目標値	62.0%	62.2%	62.3%	62.6%	62.8%	A	
	基準値(H28)	61.6%	実績値	62.3%	62.4%	62.5%	63.8%		64.4%
	目標値(R4)	62.8%	単年度の達成度	100.5%	100.3%	100.3%	101.9%		102.5%
	単年度目標値								
	基準値(H29)	55.1%	実績値	55.3%	55.3%	56.3%	56.3%		56.3%
	目標値(R4)	57.9%	単年度の達成度	98.6%	99.5%	99.3%	98.3%		97.2%

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	7.2%	32.4%	39.6%	19.5%	5.4%	29.2%	
(%)	H30	3.4%	25.1%	28.5%	23.7%	7.2%	34.5%		
R1	7.7%	31.9%	39.6%	23.5%	6.2%	26.9%			
R2	5.4%	27.0%	32.4%	30.4%	11.5%	20.1%			
R3	6.8%	28.3%	35.1%	28.8%	6.0%	24.3%			
R4	5.6%	33.1%	38.7%	20.4%	9.0%	28.2%			

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	中核市平均							
本市実績								指標 評価
本市順位								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	「該当なし」 ⇒
-------------------------------------	-------------

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り 巻く環境等	・令和元年東日本台風や局所的な集中豪雨など、近年の異常気象により、溢水・浸水被害が発生していることを踏まえ、国においては、令和2年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、各河川の流域治水プロジェクトのもと、防災・減災対策に取り組んでいる。 ・防災・減災プロジェクトにおいては、気候変動による水災害リスクに備えるため、あらゆる関係者と協働し、流域全体で河川整備や雨水流出対策を行う「流域治水」への転換を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるために定められた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、治水・雨水対策事業の更なる加速化・深化が進められている。 ・また、県においては、従前の防災対策を実施するとともに、市町、企業、住民等流域全体の関係者が協働して流域における浸水被害の軽減を図るため、令和3年度に「栃木県流域治水プロジェクト」を策定し、防災対策を加速していることから、国や県の取組を踏まえ、近隣市町と連携を図りながら「総合的な治水・雨水対策」に取り組んでいく必要がある。			85点
施策指標	市民満足度	「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」における浸水被害の早期軽減・解消に向けた目標設定のもと、河川整備である「流す」取組や雨水流出抑制を図る「貯める」取組を積極的に推進させたことにより、特に、「公共施設の雨水貯留施設の設置」は、大きく目標値を上回ることができた。 「雨水幹線整備」については、浸水被害の著しい鬼怒川関連排水区を重点的に進めている中で、特に整備効果の高い岡本台調整池の整備推進を図っており、実績値に進捗がないものの、浸水被害の軽減に向けた「流す」取組を着実に推進した。	概ね順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	河川整備事業 ・都市基盤河川整備事業 ・準用河川等整備事業	SDGs 好循環P 戦略事業	河川の浸水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	1,573,397	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などによる補助金を活用し重点河川の整備を進めており、そのうち、都市基盤河川奈坪川については、前年度完成した競輪場通りの橋梁に続き、奥州街道に架かる橋梁架替え工事を令和6年度の完成に向け着手した。準用河川越戸川バイパスについては、道路整備事業と連携を図りながら計画的に整備を実施するとともに、準用河川大久保谷地川などについては、早期完成を目指し計画的に整備を進捗させた。また、準用河川鎌川については、河川改修を行うための用地測量に着手した。 その他の河川のうち、給分川や五斗内用水については、浸水被害の解消に向け計画的に整備を進めた。 ・市域全体の浸水被害を軽減し市民の安全安心を早期に確保するため、重点河川整備の更なるスピードアップを図るとともに、普通河川についても着実に整備を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:浸水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川奈坪川や準用河川越戸川、大久保谷地川などについては、総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組に基づき、中期目標(令和12年度)である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、関連事業者との連携、地域住民や地権者の理解促進を図りながら事業推進を図っていく。また、河川整備に必要な財源については、時限措置である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による補助金を最大限活用することに加え、利根川治水同盟などあらゆる機会を通じて時限措置の延長や補助金の拡充を要するなど、更なる安定財源の確保に努めていく。 ・その他の河川においても浸水被害の状況を見極め、効果的な対策を行うなど、市域全体の浸水被害の更なる解消に取り組んでいく。
2	田んぼダムの普及促進(ハード)		河川の溢水被害の軽減を図るため、水田に降った雨を一時的に貯め、河川への流出抑制を図るもの	土地改良区、農業者	排水調整マスの設置費等の負担	計画どおり	84,833	R2	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):土地改良区の協力に基づく目標貯留量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区との協力協定に基づき、緊密に連携を図りながら、協力農業者確保に向け実施支援員による個別説明等を実施し、多くの農業者の理解と協力を得た結果、単年度目標を大きく上回る貯留量を確保することができた。 ・浸水被害の更なる軽減に向け、引き続き、土地改良区等と連携し、整備面積を確保していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:着実な排水調整マスの設置と普及の更なる拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度までの排水調整マス設置完了に向けて、土地改良区及び実施支援員と連携した田んぼダム整備を着実に推進するとともに、更なる整備面積の確保に向けて、田川上流域に位置する多面的機能支払交付金活動組織(6組織)を新たな普及対象として位置づけ、田んぼダム普及促進に取り組む。
3	公共下水道雨水整備計画の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画どおり	873,978	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に位置付けた大久保谷地川排水区の整備に着手したため、完成後は道路冠水被害が軽減する見込みである。 ・雨水幹線の整備にあたっては、放流先の整備と調整を図り、より効果的な整備に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市街化区域における浸水被害を解消するため、浸水実績等を踏まえ、効果的な雨水対策が図れるよう関連する河川・道路などの事業と連携しながら雨水幹線の整備に取り組んでいく。
4	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における一般住宅及び民間事業者や集合住宅、駐車場を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助 補助制度の周知	計画どおり	3,812	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):雨水貯留・浸透施設設置の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基数が前年度に比べ減少したことを踏まえ、更なる市民意識の醸成を図るため、今後も積極的に広報活動を行う必要がある。 ・令和2年度から新たに補助対象となった事業者による申請件数が伸びなかったことから、事業者に対しより効果的な周知・啓発活動を行う必要がある。 ・「総合治水・雨水対策推進計画」の「貯める」取組を推進するため、これまでの取組結果を検証し、透水性舗装を補助対象とする制度拡充を行った。 ・設置者のメリットが分かりやすい広報活動を行い、設置数の促進につなげることができた。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度より補助対象に追加した透水性舗装を含め、周知・啓発に努めていく。 ・取組の検証結果などを踏まえ、市民に向けた効果的な周知活動として、子育てサロンでのPR活動を行うほか、事業者への周知・啓発活動などを実施していく。
5	道路排水施設整備事業	好循環P 戦略事業	道路冠水箇所等の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画どおり	60,743	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害軽減に向けた排水施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水の軽減を図るため、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、道路冠水箇所において、地形や排水経路、既存排水施設など現場状況に応じて道路冠水軽減対策として、透水性舗装や浸透樹の整備などを計画通り実施した。 <p>【②今後の取組方針:庁内関係課との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、雨水幹線などの整備と連携を図りながら現場状況に応じて透水性舗装や浸透樹整備などの効果的な道路冠水軽減対策に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・防災・減災対策の実施 台風や局所的な集中豪雨など、近年の異常気象により市内で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、令和3年度に策定した「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、各種対策を計画的に取り組んできたところであり、今後も引き続き、市民の安全・安心を確保するため、より早期の浸水被害解消に向け、効果的な防災・減災対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・「総合治水・雨水対策推進計画」の多岐にまたがる取組の適切な進捗管理と市民理解の促進 全庁にまたがる「総合治水・雨水対策推進計画」を確実に実行していくため、組織を横断した連携体制のもと、よりきめ細かな管理・評価を行う必要がある。 また、計画に位置付ける「貯める」「備える」取組は、市民が自ら取り組む自助や共助により効果が得られるものであることから、これらの取組が着実に推進するため、市民理解の促進を図る必要がある。</p> <p>・国や県との連携強化と財源の確保 計画的に各種取組を推進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、国・県の補助制度を最大限活用するなど、計画的な整備に必要な財源を継続的に確保する必要がある。</p>	<p>・防災・減災対策の推進 令和3年度策定の「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、河川整備や雨水幹線整備などの「流す」取組、田んぼダム整備や上流域における調整池など、市域全体で雨水を貯留・浸透させる「貯める」取組、ICT(情報通信技術)を活用したハザードマップなどの防災情報提供などの「備える」取組の3つの柱のもと、庁内横断組織である「雨水対策強化推進チーム」を中心に実効性を高い防災・減災対策に取り組むとともに、各種取組をスピード感を持ちながら着実に推進していく。</p> <p>・「総合治水・雨水対策推進計画」の多岐にまたがる取組の適切な進捗管理と市民理解の促進 「総合治水・雨水対策推進計画」の実行に当たり、関係課との情報共有と緊密な連携を図りながら着実に事業を推進するとともに、より早く効果が現れ得る対策となるよう、庁内横断組織である雨水対策強化推進チームにおいて、適宜、計画内容の見直しを行うなど、PDCAサイクルにより、適切な進捗管理に努める。 また、田んぼダムや民有地での雨水貯留・浸透施設の更なる普及促進と自発的な防災活動の促進に向け、市民に対して、取組の目的や対策の効果を分かりやすく丁寧にPRするため、広報紙やホームページに加えツイッターなどSNS等で発信するほか、地区市民センター等においてオープンハウスを開催するなど、あらゆる機会を通じた周知・啓発活動を積極的に展開し、自助・公助・共助による取組の理解促進を図り、「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成や防災・減災に関する知識の向上を図っていく。</p> <p>・国や県との連携強化と財源の確保 国や県の方針や動向に注視し、連携強化と情報共有を図りながら、治水・雨水対策を推進する。 また、治水・雨水対策の着実な推進に必要な不可欠である安定財源の確保に向け、国や県に対して、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの補助金の拡充や期間の延長など、あらゆる機会を通じて要望を行うとともに、計画的な整備に必要な補助金や地方財政措置(起債)などの新たな財源確保に向けて取り組んでいく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて
-----	-----------------------

施策主管課	消防局総務課	総合計画 記載頁	123
-------	--------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9	危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対応が行われる、災害などに強いまちができています。
------	-----------------------	-------	---	----------------	--------	---

2 施策の取組状況

施策目標	迅速・的確な消防・救急体制が整っており、災害による被害の軽減と救命効果の向上が図られています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	
	産出指標	上級救命講習・普通救命講習受講者数(累計)	単年度目標値	70,554	74,584	78,614	82,644		86,674
基準値(H28)			62,494	実績値					
目標値(R4)			86,674	単年度の達成度					
単年度目標値		/							
基準値(H29)		/							
目標値(R4)		/							
成果指標	「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数	単年度目標値	57	62	67	72	77	A	
		基準値(H28)	47	実績値					
		目標値(R4)	77	単年度の達成度					
	単年度目標値		/						
	基準値(H29)		/						
	目標値(R4)		/						

② 市民満足度の推移

指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価	
施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	12.3%	34.0%	46.3%	11.1%	2.6%	34.0%	B	
基準値(H29)	H30	10.4%	33.6%	44.0%	10.4%	3.6%		35.0%
R1	13.4%	37.2%	50.6%	12.7%	3.4%	30.0%		
R2	13.2%	37.5%	50.7%	11.5%	3.4%	28.4%		
R3	13.5%	36.8%	50.3%	14.0%	2.5%	27.8%		
R4	10.9%	38.7%	49.6%	13.6%	3.4%	29.4%		

③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照

【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)					評価の 組合せ
		H30	R1	R2	R3	R4	
火災発生件数/市民1万人	中核市平均	2.59	2.64	2.65	2.67	2.36	指標 評価
	本市実績	2.66	2.36	2.09	2.29	2.15	
	本市順位	33位/54市中	24位/58市中	14位/60市中	18位/62市中	26位/62市中	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

→

→

※ 評価の考え方

指標	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標
① 施策指標(産出指標)(成果指標)				B
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標 A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足 B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業 B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)			総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 各地で頻発する豪雨災害、さらには発生が危惧される大規模地震やテロ災害、武力攻撃災害など、複雑多様化・大規模化する災害への的確な対応が求められる。 超高齢化社会の進展等の社会環境の変化に伴う救急件数の増加など、増大する消防需要への迅速・的確な対応が求められている。 		85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 救命効果の一層の向上を図り、応急手当の普及啓発を推進するため、市民に対する普通救命講習の開催や指導者の派遣を実施しているところであるが、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、普通救命講習の開催数が減少したため、受講者数の単年度目標値に達することが出来なかった。 減少傾向にある団員数の確保や約7割が被雇用者である現況に鑑み、消防団に入団しやすく活動しやすい環境整備が求められているところであり、事業所などに消防団活動に対する理解と協力を働きかけたことにより、「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数が令和4年度の目標値を大きく上回る結果となった。 	市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消防力の整備検討		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画どおり	0	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「宇都宮市南消防署整備基本計画」の策定・公表】 宇都宮市南部地域での災害対応などの拠点となる施設の整備に向け、平成30年度に定めた「宇都宮市消防施設整備方針」を基本として、導入する具体的な機能・規模や建設予定地を定めるとともに、整備スケジュールなどを整理した「宇都宮市南消防署整備基本計画」を策定・公表した。</p> <p>【②今後の取組方針:整備基本計画に基づく着実な施設整備】 公表している令和9年度供用開始を目指し、地元理解の促進と円滑な用地取得を目指し、施設の着実な整備を行う。</p>
2	消防施設整備事業		消防団施設の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新による消防防災体制の充実強化	計画どおり	151,573	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】 将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を推進する。</p>
3	普及啓発事業		災害時における地域防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業、事業所	・役員・リーダー研修会の開催 ・自主防災会連絡会議の開催 ・事業所、各地区自主防災会等訓練の支援	計画どおり	695	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災リーダー育成・支援】 ・役員・リーダー研修会を実施し、防災に関する知識・技術を習得するなど、防災リーダーの育成支援を行った。また、自主防災会連絡会議では、防災に関する情報共有や各地区の連携強化に努めることができ、事業の目的を達成した。</p> <p>【②今後の取組方針:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 ・各種災害による被害を軽減するためには、自分たちの地域と自らの命を守ること(自助・共助)が重要であり、そのためには、地域防災力の充実強化に向け、防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成、支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き普及啓発事業を推進していく。</p>
4	消防車両等購入費		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	感染症の影響による変更	137,115	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な消防車両更新による機能の高度化】 消防車等10台(常備車両4台、非常備車両6台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。 当初消防車等の購入を14台予定していたが、4台に関しては新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ侵攻の影響、半導体不足等の影響により、年度内の納車が困難となり、令和5年度へ繰越しとなった。</p> <p>【②今後の取組方針:消防車両の継続的な整備】 確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、今後も継続し計画的な車両更新の推進に取り組む。</p>
5	防火水槽整備事業		大震時における消防水利の確保	耐震性防火水槽	市街地において均等に整備する。	計画どおり	30,671	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の確保】 防火水槽3基を整備し、市街地における消防水利の充実強化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:整備計画に基づく事業の推進】 大規模災害等による被害の軽減が図れるよう、計画的に耐震性防火水槽を整備していく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・消防体制の充実強化 近年、災害が複雑多様化・大規模化し、消防に対する市民の期待が増大する中、消防施設の老朽化などにより、備えるべき機能の遅れや施設に不具合などが生じることで、適切な消防力を発揮することができず、市民サービスの低下を招くおそれがあるため、本来必要となる消防施設の機能や適性な規模等について検討を行い、計画的に消防施設整備を推進し、持続可能な消防体制を確保する必要がある。</p> <p>・消防団活動の維持 若年層人口の減少や被雇用者の増加などの要因により、全国的にも消防団員が減少傾向にある中、消防団員確保のため、団員の処遇改善をはじめとする消防団組織を取巻く環境の整備が必要である。 また、消防団詰所は防災の重要な拠点であるが、現行耐震基準施行以前に建築された詰所が存在しているため、耐震化のための改築を進める必要がある。</p> <p>・自主防災活動への支援 東日本大震災や熊本地震、令和元年台風第19号など、頻発する大規模な自然災害などにより、地域防災力の重要性が増大している中、災害時において被害を最小限にとどめるため、地域における自主防災活動のさらなる支援に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・市民に対する救急手当の普及啓発 市民による救急手当の実施は救命効果の向上において重要であることから、市民の間に救急手当の知識と技術が広く普及するよう、普及啓発の一層の推進を図る必要がある。</p>	<p>・消防体制の充実強化 「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画との整合を図りながら、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、消防施設が効果的・効率的に機能できるよう、消防を取り巻く様々な環境における業務のあり方や消防需要などを見極め、施設整備を計画的に進めて行く。</p> <p>・消防団活動の維持 消防団員確保のため、消防団員の処遇改善に向けた検討を進めていくほか、消防団活動について、事業所などに理解と協力を働きかけるなど、年齢や性別、雇用形態に捉われず、あらゆる市民が消防団に入団しやすい環境を整備していく。 また、未耐震の消防団詰所について、適切な建築手法等を取り入れながら計画的に改築していく。</p> <p>・自主防災活動への支援 自助と共助精神のもと、地域の特性に応じた実効性のある防災活動を行う住民主導の防災組織となるよう、防災リーダー育成のための研修会や訓練指導等について、確実な自主防災会活動への支援を行っていく。</p> <p>・市民に対する救急手当の普及啓発 小中学生も含めた幅広い世代に対して、救急手当の普及啓発を推進するため、普通救命講習の開催や指導者の派遣を実施していく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 防犯対策の充実
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標




1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

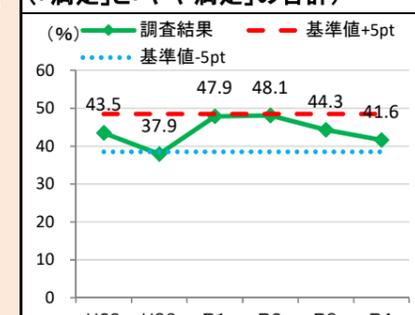
2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心して暮らすことができるよう、犯罪のない地域社会が構築されています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	
	産出指標	防犯講習会の受講者数(人)	単年度目標値	10,400	10,800	11,200	11,600		12,000
基準値(H28)		9,558	実績値	8,244	7,935	6,141	5,752	5,486	
目標値(R4)		12,000人以上	単年度の達成度	79.3%	73.5%	54.8%	49.6%	45.7%	
単年度目標値									
成果指標	刑法犯認知件数(件)	単年度目標値	3,620	3,390	3,160	2,930	2,700	A	
	基準値(H28)	4,071	実績値	3,575	3,477	2,801	2,486		2,400
	目標値(R4)	2,700件以下	単年度の達成度	101.3%	97.5%	112.8%	117.9%		112.5%
	単年度目標値								
	基準値(H29)		実績値						
	目標値(R4)		単年度の達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	8.9%	34.6%	43.5%	22.3%	6.4%	23.7%	
(%)	H30	6.0%	31.9%	37.9%	23.9%	7.0%	25.8%		
	R1	6.7%	41.2%	47.9%	23.3%	5.8%	20.1%		
	R2	8.1%	40.0%	48.1%	22.8%	6.6%	16.9%		
	R3	6.8%	37.5%	44.3%	25.0%	5.8%	19.3%		
	R4	7.5%	34.1%	41.6%	23.1%	8.0%	22.4%		



③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	刑法犯認知件数/市民1千人	中核市平均	7.4	6.9	6.4	5.8	4.8	
	本市実績	7.8	7.9	6.9	6.7	5.4		
	本市順位	34位/54市中	42位/58市中	41位/60市中	47位/62市中	45位/62市中		

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況
 ・防犯講習会の希望が減少する中、市民の防犯意識の醸成を図るため、金融機関と連携し年金支給日に合わせた広報活動を拡充するなど、啓発活動の充実を図った。なお、前年度から受講者数は減少している一方、開催回数は増加している(コロナ禍前の水準までは回復していない状況)

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	評価
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B	
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B	

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、性犯罪や声掛け・つきまとい等の被害に遭う可能性が高い女性やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもに対する啓発活動に重点的に取り組んでおり、犯罪情勢を捉えた防犯対策の必要性が高まっている。 ・国においては、犯罪被害者支援に係る条例や計画等の策定を推進しており、県及び県内市町において犯罪被害者支援の充実の動きが進んでいるところであり、本市においては、昨年度に犯罪被害者等支援条例を制定した。 ・JR宇都宮駅東口地区整備事業やLRTの開業などにより、市内外から多くの人々が訪れ滞留するなど人の流れの変化や交流人口の増加が見込まれていることから、防犯対策の充実強化が求められている。 	86点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講習会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者数が減少し、目標値を下回ったが、金融機関と連携し年金支給日に合わせた広報活動を拡充するなど、他の啓発手法に取り組んだ。 ・刑法犯認知件数については、防犯パトロールなどの地域の自主的な活動に対する支援とともに、その活動を補完する「防犯灯・防犯カメラ」の設置促進等の環境整備に取り組んできたことなどにより減少し、目標値を上回っている。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ-10	自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	142,841	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):LED防犯灯の設置割合(LED化率)の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED化率が96%を超え、LED化が着実に進んだことにより、まちの明るさが確保され、地域における防犯環境の向上につながった。また、自治会等の防犯灯維持管理に係る負担の軽減に寄与することができた。 ・LED化率の更なる向上に向け、蛍光管防犯灯が残っている自治会等に対しては2年間(R3.4年)の時限的措置として補助額を上乗せするとともに、LED防犯灯への交換の促しを行いLED化の推進を図った。 <p>【②今後の取組方針:自治会の実情に応じた防犯灯LED化の働きかけの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管防犯灯が残っている自治会の実態を捉え、自治会毎の実情に応じたLED化を働き掛けていく。
2	防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ-10	自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	30,816	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):普及に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率の上乗せ(R2~4時限措置)により、新たに28団体65台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進され、地域における防犯環境の向上につながった。 <p>【②今後の取組方針:地域における設置支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率の上乗せが終了となり、従前の補助率へ変更となるが、引き続き、防犯カメラの設置や維持管理に要する経費を補助するとともに、警察と現地立会いのもと、防犯効果の高い場所への設置について助言を行うなど、地域における防犯カメラ設置支援に取り組んでいく。
3	防犯講習会開催事業	Ⅲ-10	市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	感染症の影響による変更	257	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度から受講者数は減少している一方、開催回数は増加しているが、コロナ禍前の水準までは回復していない状況である。 ・金融機関において年金支給日に合わせた広報活動を拡充したほか、地域に対して防犯対策に係る啓発動画DVDを配布するなど、啓発活動の充実を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:啓発活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や子ども、高齢者などが被害対象となりやすい犯罪の傾向を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に引き続き取り組んでいく。
4	暴力団排除対策事業	Ⅲ-10	暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画どおり	-	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生に対するリーフレットの配布や市ホームページでの広報により、暴力団排除に関する意識の高揚を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:市民への広報や青少年への教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、中学生を対象とした啓発チラシのタブレットへの電子配布のほか、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を引き続き実施していく。
5	地域防犯活動促進事業	Ⅲ-10	地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	・全市一斉防犯活動の推進	感染症の影響による変更	284	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、環境点検活動の規模を縮小している地区もあったが、各地区においては、少人数での見守り活動や防犯パトロール等を実施するなど、地域の実情に応じた防犯活動が実施され、地域における防犯上の問題箇所などについて共有や改善が図られた。 <p>【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民の防犯意識の高揚 女性が狙われる事犯やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもの増加など、犯罪情勢を捉えた市民の防犯に対する意識啓発の充実を図る必要がある。</p> <p>・地域における防犯力の向上 地域における防犯力の向上に向け、地域住民による自主防犯活動の継続的な支援に取り組むとともに、自主防犯活動を補完する防犯灯や防犯カメラ等の設備による防犯環境整備の向上に取り組む必要がある。</p> <p>・犯罪被害者等への適切な支援 犯罪被害者への理解を深め、支えていくため、適切な犯罪被害者支援に取り組む必要がある。</p>	<p>・市民の防犯意識の高揚 犯罪情勢を捉え、女性を対象とする講習会の充実や警察や学校などと連携した小中高生等に対するSNS犯罪被害防止の啓発活動に引き続き取り組むとともに、動画を活用するなど、取組の充実を図っていく。</p> <p>・地域における防犯力の向上 県において、学校や地域との連携により、地域安全マップづくり等を行う「地域安全教室」を今年度から本格実施するため、県と連携し地域に対する支援に取り組むとともに、引き続き、防犯灯のLED化促進や防犯カメラの設置支援など、本市の環境変化を捉えた防犯対策に取り組んでいく。</p> <p>・犯罪被害者支援等への適切な支援 令和4年度から制度を導入した犯罪被害者等見舞金を適切に支給するほか、県などと連携・情報交換を行いながら理解促進のためのパネル展を開催するなど、引き続き、犯罪被害者等の支援に取り組んでいく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 交通安全対策の充実
-----	-------------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民が高い交通安全意識を持ち、安全に安心して道路を利用できる環境が整っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価			
	産出指標	交通安全教室受講者数(人)	単年度目標値	64,200	64,400	64,600	64,800		65,000	B	
基準値(H28)			63,908	実績値	62,639	65,468	45,535	58,644	63,512		
目標値(R4)			65,000	単年度の達成度	97.6%	101.7%	70.5%	90.5%	97.7%		
交通事故発生件数(件)		単年度目標値	1,690	1,640	1,590	1,540	1,500件以下	A			
		基準値(H28)	1,738	実績値	1,497	1,474	1,368		1,281		1,238
		目標値(R4)	1,500件以下	単年度の達成度	112.9%	111.3%	116.2%		120.2%		121.2%
市民満足度	単年度目標値						B				
	基準値(H●)		実績値								
	目標値(R4)		単年度の達成度								

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	9.9%	32.0%	41.9%	24.7%	12.7%	16.7%	
	H30	4.8%	30.2%	35.0%	28.3%	10.6%	20.5%		
	R1	7.0%	33.8%	40.8%	27.6%	15.1%	14.1%		
	R2	6.4%	35.5%	41.9%	26.5%	11.5%	15.0%		
	R3	6.8%	30.0%	36.8%	31.3%	13.8%	13.5%		
	R4	7.3%	36.3%	43.6%	25.5%	8.5%	18.5%		

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照					B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ	
	人口10万人当たり交通事故発生件数(件) ※件数が少ないほど上位	中核市平均		362	332	261	259		263
		本市実績		286	283	287	247		263
本市順位			18位/54市中	27位/58市中	42位/60市中	38位/62市中	42位/62市中		

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	
→	
→	

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	B
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り 巻く環境等	・令和4年における全国の交通事故発生件数は前年比▲1.4%と微減し、18年連続で減少するとともに、死者数、負傷者数についても過去最小値となった。 ・高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は増加傾向にあり、また、近年高齢運転者の事故が社会問題となっている。 ・国においては、平成30年6月に「自転車活用推進計画」を策定し、自転車事故のない安全で安心な社会の実現を目標に掲げており、また、令和3年3月には「第11次交通安全基本計画」が策定され、基本理念には、高齢者や子どもなどの交通弱者の安全の一層の確保が明記されたことから、本市においても、交通事故の現状を踏まえ、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者の安全確保を重点的に推進していく必要がある。 ・令和5年4月1日の改正道路交通法の施行により、全国で自転車に乗車する際のヘルメット着用が努力義務となった。			85点
施策指標	市民満足度	・新型コロナウイルス感染症の影響により、「交通安全教室受講者数」は目標値を下回ったが、前年度に比べて増加し、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復した。 ・本市の交通事故は減少傾向にあり、令和4年の発生件数は昭和45年以降の過去最小値となるなど、「交通事故発生件数」は目標値を上回っている。		
				概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	交通安全教育	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	感染症の影響による変更	11,121	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、開催回数、受講者数ともに回復傾向にある。 幼児から高齢者までを対象とし、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い不慣れた道路を通行する新1年生に対する自転車安全利用テラシを活用した交通安全教育を実施することにより、交通ルールの遵守につなげることができた。 令和5年8月のLRT開業に向け、歩行者、自転車、自動車運転者の視点から、LRT導入後の道路空間を具体的にイメージできるよう、動画等を活用した交通ルールの周知に取り組んだ。 LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備など今後の本市の社会・交通情勢の変化を捉え、LRTに関する交通ルールなどについて、周知を徹底していく必要がある。 令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」を踏まえ、自転車利用者のヘルメット着用を推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: LRTの開業に向けた交通安全教育の集中的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を重点的に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。 学校や市内の高校生が自らの交通問題について対策を検討する「高校生の交通問題を考える会」と連携し、自転車安全利用やヘルメット着用について、広く啓発を行っていく。 令和5年8月のLRT開業に向け、庁内関係課、関係機関・団体と連携しながら、歩行者・自転車・自動車運転者の立場からのLRTに関する交通ルールなどの周知について、特に開業前に集中的に実施していく。
2	交通安全運動の推進		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	178	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守の推進、交通事故の減少に向け、地域や警察等と連携しながら、交通安全運動を実施するとともに、様々な機会を捉えながら啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携し、実施箇所の見直しを図り、交通安全街頭活動を実施した。 県、県警、鉄道事業者、百貨店と連携し、歩きスマホの危険性を周知する街頭広報活動を実施し、市民等の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図った。 <p>【②今後の取組方針】: 地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動期間に、地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、高校等と連携しながら、自転車安全利用やヘルメット着用を推進していく。 民間企業等と連携し、効果的な街頭広報活動を行うことにより、歩きスマホの防止徹底を図っていく。
3	交通安全施設整備事業		交通事故の防止通行の安全確保	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	87,187	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全上危険な箇所について、道路反射鏡の設置や防護柵の新設、区画線の更新を行った。加えて、栃木県で行われた国民体育大会の開催を見据え、計画通り防護柵や区画線の更新を行った。 交通安全上緊急性の高い箇所において、既存の道路空間内で対応可能な修繕や整備を行っているが、対象箇所や状況に応じた効果的な整備手法を検討していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: 計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等を計画的に行うことに加え、地域や警察、学校等の関係機関との通学路合点検等の結果を踏まえ、より効果的な整備手法の導入を進める。
4	自転車走行環境整備事業	SDGs好循環P	自転車利用環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面標示	計画どおり	149,863	H17	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を行い、本計画に位置付けられる目標延長123.3km(令和12年度末)に対し、65.7km(進捗率53.3%)の整備が完了し、田川サイクリングロードについては、宇都宮環状線付近から横山橋までの整備を行い、安全で快適な自転車利用環境の充実を図る取り組みを推進した。 本市の自転車専用通行帯規制延長(35.4km)は引き続き全国一位を達成した。 既存の自転車走行空間についても、適切な維持管理や路線毎に相応しい道路空間に再配分を検討するなど、引き続き安全で快適な自転車利用環境の確保に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: 計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな公共交通との連携強化や自転車を活用した観光振興(サイクルツーリズム)の推進に向け、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、さらなる自転車走行空間とサイクリングロードの整備を推進するとともに、国のガイドライン改定の内容(ネットワーク路線選定手法、自転車通行空間に関する整備の創意工夫など)を踏まえ整備手法の検討を行いながら、市内の回遊性向上や周辺市町へ結ばれる広域的ネットワークを計画的に構築していく。
5	自転車放置防止対策事業		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	23,258	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放置防止指導による自転車放置禁止区域等の周知及び市内高等学校等へ駐輪場の利用促進を図るための周知を行うとともに、「即時撤去」を定期的実施したことにより、近年、放置自転車は減少している。 依然として中心市街地やJR駅周辺では、放置自転車が見受けられることから、放置自転車の更なる減少に向けた対応策を検討していく。 <p>【②今後の取組方針】: 継続的な放置防止対策の実施と駐輪場の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、「通常撤去」や「即時撤去」の定期的な実施と併せて、放置防止指導員による巡回により、放置自転車を減少させていく。 自転車の放置を未然に防止し、道路通行空間の安全を確保するため、駐輪場の利用促進をより図る必要があることから、駐輪場にキャッシュレス決済を導入するなど、利用者の利便性向上を図る。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> 市民や市来訪者に対するLRTに関する交通ルール等の幅広い周知徹底 令和5年8月のLRTの開業に向け、歩行者、自転車、自動車運転者の視点から、交差点や軌道敷等の交通ルールなどについて周知を徹底していく必要がある。 高齢運転者の交通安全対策の推進 高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は増加傾向にあり、また、近年高齢運転者の事故が社会問題となっていることから、高齢運転者の交通事故防止に向けた取組を推進する必要がある。 自転車の安全利用の推進 自転車の安全利用の推進に向け、世代別人口当たりの自転車事故当事者が多い高校生や中学生へのルール遵守に向けた対策が必要であるとともに、自転車走行空間については、誰もが安全に走行できる環境を確保するため、整備を推進していく必要がある。また、自転車事故による被害者救済や自転車利用者の被害軽減に向け、ヘルメット着用等の重要性を周知徹底していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民や市来訪者に対するLRTに関する交通ルール等の幅広い周知徹底 徒歩・自転車・自動車の立場からの軌道敷に関する交通ルール等の周知に向け、関係機関・団体等と連携しながら、啓発動画やテラシを用いた交通安全教室の開催や地域団体等における周知、市外からの来訪者等に向けたSNS広告を活用した動画配信等によって特に開業前に集中的に取り組んでいく。 高齢運転者の交通安全対策の推進 高齢運転者の交通事故防止に向け、高齢者を対象として、自身の反応速度を測定できる機器を活用した交通安全教室を開催するとともに、高齢運転者とその家族向けの啓発パンフレットを配布するなど、高齢運転者の交通安全対策の推進に取り組んでいく。 自転車の安全利用の推進 自転車の安全利用を推進するため、自転車利用者に直接呼びかける街頭指導について、事故発生状況や自転車走行空間の整備状況に合わせて実施場所を見直しながら警察や学校等と連携して継続実施するなどルール遵守を図るとともに、VR等を活用した交通安全教室やイベントを実施する。また、安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、国・県と連携しながら継続的な自転車走行空間の整備に取り組んでいく。さらに、改正道路交通法の施行をふまえ、ヘルメット着用促進に向け、民間企業等と連携した「自転車安全利用応援店事業」の充実を図るなど、様々な機会を捉えた周知啓発に取り組んでいく。

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③	消費生活の向上
-----	---	---------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

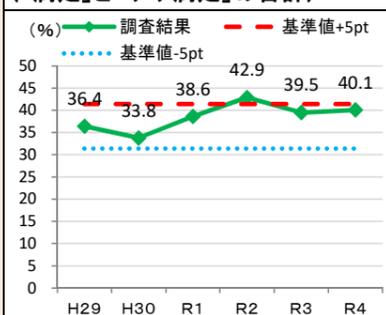
2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心な消費生活を送っています。
------	-----------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
								産出指標	消費生活出前講座の受講者数(人)
	基準値(H28)	4,162	実績値	4,952	4,360	2,601	2,097	2,646	
	目標値(R4)	4,500	単年度の 達成度	117.1%	101.5%	59.6%	47.3%	58.8%	
	単年度 目標値								
	基準値(H●)		実績値						
	目標値(R4)		単年度の 達成度						
成果指標	消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合(%)	単年度 目標値	99.1	99.3	99.6	99.8	100.0	B	
	基準値(H28)	98.9	実績値	97.7	96.6	98.4	98.6		98.8
	目標値(R4)	100.0	単年度の 達成度	98.6%	97.3%	98.8%	98.8%		98.8%
	単年度 目標値								
	基準値(H29)		実績値						
	目標値(R4)		単年度の 達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	H30	4.1%	29.7%	33.8%	17.6%	5.8%	36.0%	
	R1	6.7%	31.9%	38.6%	18.9%	6.0%	34.1%	
	R2	7.6%	35.3%	42.9%	16.9%	4.9%	29.4%	
	R3	5.3%	34.3%	39.5%	19.3%	4.8%	31.8%	
	R4	5.1%	35.0%	40.1%	20.4%	5.8%	30.2%	



③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
			消費生活相談件数/消費生活相談員数(件)	中核市平均	462.36	494.77	517.07	
	本市実績	339.77	414.46	493.18	417.58	413.62	指標	評価
	本市順位	14位/54市中	22位/58市中	31位/80市中	20位/62市中	14位/62市中		

※【① 施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 削減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

・消費者教育・啓発事業
 ⇒ 出前講座については、コロナ禍において高齢者向け講座の依頼が減ったことに伴い、受講者数は減少したが、資料の提供を行って実施するなど、感染拡大防止に留意しながら工夫して取り組んだ。(受講者数2,646人のうち、410人は資料提供により実施)

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	—
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	B
③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B	
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B	

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り 巻く環境等	・高齢化の進行や高度情報化の進展、電力自由化などの規制緩和により、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けており、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法による被害や多様な手法による特殊詐欺被害が発生している。さらに、感染症拡大に伴う悪質商法等が発生するなど、消費者問題は複雑・多様化している。 ・令和4年4月1日に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行され、18歳から親権者の同意なしで契約を結べるようになったため、若者の消費者トラブルの発生が懸念されている。			80点
施策指標	市民満足度	・消費者意識の高まりや消費者問題が複雑・多様化する中、相談窓口を年末年始を除いて毎日開設し、年間4,000件を超える消費生活相談に適切に対応してきており、きめ細かな広報・啓発活動にも取り組んできている。また、令和元年度から「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」を創設し、特殊詐欺被害の未然防止に有効な特殊詐欺撃退機器の普及促進に取り組んでいることから、市民満足度は前年度と同水準の評価を得られている。		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好種類P・戦略事業SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消費生活相談事業		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画どおり	159	S56	先駆的トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：複雑・多様化する相談への対応】 年末年始を除き、毎日、相談窓口を開設していることに加え、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会の実施、相談事例について情報共有するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行ったことにより、複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応した。</p> <p>【②今後の取組方針：相談員の知識の習得や技術の一層の向上、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応】 複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応するため、引き続き、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会を実施するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の一層の向上を図っていく。また、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応に努めていく。</p>
2	消費者教育・啓発事業		消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活出前講座の開催 啓発物品の作成、配布 家庭科副読本の作成、配布 家庭の教育手帳の作成、配布 広報紙、新聞広告等による情報提供 公共交通機関における周知 SNSを活用した情報発信 各種イベント等での周知 	感染症の影響による実施	1,815	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層及び市民への周知啓発、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した消費生活情報の収集及び消費者への提供】 ・消費者月間やイベント等の様々な機会において啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。出前講座については、コロナ禍において高齢者向け講座の依頼が減ったことに伴い、受講者数は減少したが、資料の提供を行った実施するなど、感染拡大防止に留意しながら工夫して取り組んだ。 ・令和4年4月に成年年齢の引下げがあったことから、成年年齢を間近に控えている市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、広報紙、ホームページ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した啓発や庁内関係課との連携によるSNSを活用した情報発信を行うとともに、新たに、バスの車外広告を活用するなど、多様な手法により、若者が遠いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層を重点的に、広く市民に周知啓発を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に関連した悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。</p> <p>【②今後の取組方針：様々な機会を活用した啓発や出前講座等の実施、多様な手法による若者の消費者トラブルの未然防止、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への提供】 ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 ・令和4年4月の成年年齢引下げから1年が経過したところであり、引き続き、若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、広報紙、ホームページ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した啓発や、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うなど、多様な手法により、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を行っていく。 ・引き続き、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。</p>
3	消費者取引適正化事業		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画どおり	14	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：立入検査の実施による商品の取引状況の確認】 消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、「特定商品」の表示について適正であることを確認した。</p> <p>【②今後の取組方針：計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】 引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。</p>
4	特殊詐欺対策事業		特殊詐欺被害の未然防止	消費者、特殊詐欺被害防止に取り組む事業者	<ul style="list-style-type: none"> 啓発物品の作成、配布 特殊詐欺啓発ポスター、チラシの作成・配布 「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施 公共交通機関における周知 		1,881	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：啓発チラシ等の配布や公共交通機関を活用した周知啓発、「特殊詐欺被害防止協力店」等の事業者との連携による啓発事業の充実】 ・啓発ポスター、チラシ等の作成・配布や公共交通機関を活用した周知啓発を行うとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した消費者への啓発を実施するほか、新たな事業者との連携により啓発事業を充実させて行った。</p> <p>【②今後の取組方針：啓発チラシ等の配布や事業者との連携による啓発事業の実施】 引き続き、啓発ポスター、チラシ等の配布や、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店等の事業者と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っていく。</p>
5	特殊詐欺撃退機器購入費補助金		特殊詐欺被害の未然防止	65歳以上の市民	特殊詐欺撃退機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付	計画どおり	6,631	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：「特殊詐欺撃退機器」の普及促進】 ・「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関、団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ、新聞広告、ラジオ、公共交通機関等の各種広報媒体による周知や、電器店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼により、特殊詐欺撃退機器の特徴や、利用者の声を紹介するなど、機器の効果を広く周知した。また、出前講座のほか、高齢者が多く集まる老人福祉センターにおいて、機器の効果を周知するなど、更なる普及促進を図った。 ・本市における令和4年の特殊詐欺被害件数は、令和3年と比較して増加しており、被害者の多くが高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図り、被害の未然防止に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：地域や警察、事業者等との連携により機器の効果を広く周知】 電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するためには、特殊詐欺撃退機器が有効であることから、「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」について、引き続き、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体による周知を行うほか、地域や警察、事業者等の関係機関・団体との連携により、機器の特徴やすでに利用している方の「不審な電話が減って安心」などの声及び特殊詐欺の事例を紹介するなど、機器の効果を広く周知し、更なる普及促進を図っていく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・消費者教育・啓発事業の推進 複雑・多様化している消費者を取り巻く状況に対応し、消費生活の安全を確保するため、高齢者や若者などの年代に応じた消費生活に関する知識の普及や被害に遭わないための啓発を図る必要がある。また、令和4年4月の成年年齢引下げから1年が経過したところであるが、若者のみならず、親権者等を含めた市民全体に影響があることから、引き続き、若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、若者が遠いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を図る必要がある。</p> <p>・特殊詐欺被害の未然防止 本市における令和4年の特殊詐欺被害件数は、令和3年と比較して増加しており、電話による高齢者の特殊詐欺被害が依然として多いことから、引き続き、特殊詐欺撃退機器の効果を広く周知し、機器のより一層の普及促進を図るなど、被害の未然防止に取り組む必要がある。</p>	<p>・消費者教育・啓発事業の推進 高齢者や若者などの年代に応じた消費生活に関する知識の普及や被害に遭わないための啓発を図るため、引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発に取り組む。また、成年年齢が引き下げられたことに伴う若者が遠いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を図るため、引き続き、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、各種広報媒体を活用した啓発や、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うなど、多様な手法により取り組んでいく。</p> <p>・特殊詐欺被害の未然防止 特殊詐欺被害の未然防止に向け、引き続き、出前講座の実施や「特殊詐欺被害防止協力店」等と連携した広報に取り組むとともに、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図るため、「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」について、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体による周知を行うほか、地域や警察、事業者等の関係機関、団体との連携により、機器の特徴やすでに利用している方の「不審な電話が減って安心」などの声や特殊詐欺の事例を紹介するなど、機器の効果を広く周知し、電話による高齢者の特殊詐欺被害の未然防止に取り組んでいく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	④	食品の安全性の向上
-----	---	-----------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

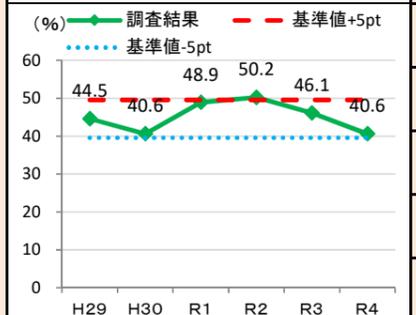
2 施策の取組状況

施策目標	事業者、行政が連携して食品の安全性の確保に努め、市民が安全で安心した生活を送っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
	産出指標	HACCP研修会の事業者参加率(%)	単年度目標値	60.0	80.0	100.0	100.0	
基準値(H28)			25					
実績値			51	75	92	100	100	
目標値(R4)		100						
単年度の達成度		85.0%	93.8%	92.0%	100.0%	100.0%		
単年度目標値								
成果指標	食中毒の発生件数(件)	単年度目標値	4	4	4	4	4	A
		基準値(H28)	4					
		実績値	3	2	2	1	1	
	目標値(R4)	4以下						
	単年度の達成度	133.3%	200.0%	200.0%	400.0%	400.0%		
	単年度目標値							
基準値(H29)								
実績値								
目標値(R4)								
単年度の達成度								

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値(H29)	7.2%	37.4%	44.5%	13.1%	1.8%	
調査結果		H30	8.2%	32.4%	40.6%	14.0%	3.9%	36.0%	
基準値+5pt		R1	7.7%	41.2%	48.9%	13.9%	2.9%	31.7%	
基準値-5pt		R2	8.3%	41.9%	50.2%	12.7%	3.9%	28.2%	
		R3	9.8%	36.3%	46.1%	17.0%	2.5%	29.5%	
		R4	6.1%	34.5%	40.6%	15.8%	5.6%	34.5%	



③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	食中毒発生件数/世帯10万	中核市平均		2.0	2.2	3.0	2.1	
本市実績			1.7	1.3	1.7	0.4	1.3	
本市順位			27位/54市中	22位/58市中	21位/60市中	1位/62市中	18位/62市中	

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	
⇒	
⇒	

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り 巻く環境等	・食品衛生法改正により令和3年6月に、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うことになったことから、当該衛生管理の着実な実施と定着が求められている。 ・全国食中毒統計の病原因物質別発生件数において、近年、鮮魚介類を原因とするアニサキス食中毒や、鶏肉の生食等を原因とするカンピロバクター食中毒が多い状況である。また、患者が多くなるケースがあるノロウイルス(市内では1件発生)や重篤な症状に繋がる腸管出血性大腸菌などを原因とする食中毒が、全国で依然として発生している。 ・食品衛生法改正により、営業許可対象業種の追加や統合などが行われたが、経過措置期間満了(令和6年5月31日)までにそれらの許可の取得が求められている。			90点
施策指標	市民満足度	・市民の安全を揺るがす事件や大規模、重篤な症状に繋がる食中毒の発生事例など市民の不安が高まる要因はなかったものの、市民満足度は低下傾向にあることから、引き続き、食品の安全確保や普及啓発等を通して、市民が安全・安心を実感できるよう取り組んでいく必要がある。		
				順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食品衛生監視指導業務		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び収去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	3,084	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):効果的な監視指導による食品の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品営業施設の監視を食品衛生監視指導計画(年度計画)に基づき危害度(リスク)別を実施するとともに、市内流通食品等の収去検査を実施することにより、食中毒発生件数は1件に抑えられた。 特に、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会において、弁当調製施設や宿泊施設において調理した食品の収去検査(179件)と調理施設設備の清浄度確認のためのATP拭き取り検査(328件)、従事者に対する衛生講習会を計画的に実施したほか、大会関連食品提供施設の監視(延べ948件)を実施することにより、食品の安全確保を図った。 最新の食中毒の発生動向などを捉えながら、監視対象施設をリスク別に重点化し、引き続き、効果的な監視指導に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:効果的な監視指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の安全確保の推進のため、依然として国内で多発しているアニサキスやカンピロバクターによる食中毒、大規模食中毒事件につながるノロウイルスによる食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類や食肉の取扱施設、大規模調理施設等を重点監視対象とするなど、引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施する。
2	食品健康危害防止対策		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理の推進	計画どおり	2,896	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):HACCPに沿った衛生管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> HACCPに沿った衛生管理の定着の状況を確認するため、大規模食品事業者に対して、監視時にHACCPの運用状況の検証・指導を行ったが概ね適切に管理されていた。 中小規模食品事業者に対しては、監視時に衛生管理計画や日々の衛生管理記録の取組状況を「HACCP取組具合点検表」を用いて確認したが、HACCPに沿った衛生管理が定着していない施設があることから、引き続き、継続的に支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:食品事業者へのHACCPの定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合方式を主とする食品事業者への講習会(食品衛生責任者講習会)におけるe-ランニング方式による受講の勧奨を行い、受講の機会を拡大してHACCPの普及啓発を図るとともに、監視時に「HACCP取組具合点検表」を用いて確認し、引き続き、HACCPに沿った衛生管理の定着を支援する。
3	自主管理体制の強化推進事業		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,359	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員に対する研修会等を開催したことにより、食品衛生指導員のHACCPへの理解が促進され、食品等事業者の自主衛生管理を向上することができた。 <p>【②今後の取組方針:食品衛生協会との連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品等事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。
4	食品安全知識普及啓発事業		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	計画どおり	690	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品安全情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品安全フェアや食品安全セミナーなどについて、感染対策を講じた上で集合方式により実施したほか、感染対策に役立つ手洗い教室を、食品衛生協会(手洗いマイスター派遣)と連携して実施し、親子食品安全教室については、オンラインにより工場見学を実施するなど、食品安全に関する情報提供を推進することができた。 引き続き、SNSなどICTを活用して新しい生活様式に対応した情報提供に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品安全に関する正しい情報提供の推進のため、引き続き、感染症対策を講じながら食品安全フェアや食品安全セミナーなどを開催するとともに、新しい生活様式に対応した情報提供として、食中毒予防に関する動画コンテンツの配信や子育て世代に向けたSNSの活用など提供方法の拡充を図る。
5	食品衛生検査事務		食品の安全性の向上	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	15,743	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野草の誤食を原因とする植物性自然毒の検査項目を拡充(12項目から19項目)したほか、残留農薬検査に係る農産物の品目(パプリカ)を追加するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施するなど、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援できた。また、各種検査の調査研究に取り組むことにより、検査精度及び信頼性の向上を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:試験検査の充実と調査研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政指導等に必要検査データを依頼課に提供し、食品安全確保対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、腸管出血性大腸菌(O157等)の遺伝子解析検査法を確立するとともに、国において残留農薬検査の効率化を図る動きがあることから、農産物等における残留農薬の効率的な検査法を検討するなど、引き続き、調査研究に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・HACCPによる衛生管理の定着の促進 令和3年6月から、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務化され、大規模事業者(従業員50人以上)にはHACCPに基づく衛生管理、中小規模事業者(市内食品等事業者の9割)にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められている。監視時に、HACCPに沿った衛生管理の定着状況を確認する中で、中小規模事業者においては、衛生管理計画や日々の衛生管理記録の有無など不十分な施設もあることから、引き続き、継続的に支援を行う必要がある。</p> <p>・食品の安全確保の推進 市民の食の安全確保を図るため全国的に食中毒全体の発生件数は下げ止まりの傾向にある中、依然としてアニサキス、ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒が多くを占めていることから、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設、食肉取扱施設などの重点施設を含め、引き続き市内約11,200施設を計画的に監視指導を行っていく必要がある。</p> <p>・食品安全知識の普及啓発 食品安全に関する普及啓発を推進するため、市ホームページや生活衛生情報誌などの活用に加えて、引き続き、SNSなどICTを活用して新しい生活様式に対応した情報提供に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・HACCPによる衛生管理の定着の促進 集合方式を主とする食品等事業者への講習会(食品衛生責任者講習会)において、e-ランニング方式による受講の勧奨を行い、受講の機会を拡大してHACCPの普及啓発を図るとともに、大規模食品事業者に対して、監視時にHACCPの運用状況の検証(ISO22000等の国際的な民間認証の取得状況の確認を含む)・指導を行うほか、中小規模食品事業者に対しては、監視時に衛生管理計画や日々の衛生管理記録の取組状況について事業者が達成度を理解しやすいよう「HACCP取組具合点検表」を用いて確認し、引き続きHACCPに沿った衛生管理の着実な実施と定着を支援する。</p> <p>・食品の安全確保の推進 鮮魚介類取扱施設や食肉取扱施設に対して、監視時にそれぞれの衛生管理のポイントを記したリーフレットを活用して注意喚起を行うとともに、消費者には、家庭における食中毒未然防止のため、出前講座やイベント開催等を通じて食品衛生知識の普及啓発に取り組み、食品の安全確保の推進を図る。</p> <p>・食品安全知識の普及啓発 市民に対して、出前講座、食品安全フェア等のイベント時にATPふき取り検査による手指の清浄度チェックやパンフレットを活用した啓発を行うほか、動画コンテンツの配信、SNSを活用した情報発信などICTを活用し、食中毒予防・食品表示などの食品安全知識の普及啓発にも取り組む。</p>

施策名	⑤	生活衛生環境の向上
-----	---	-----------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	--

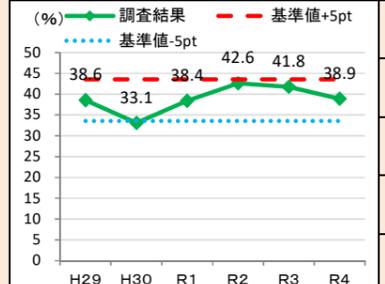
2 施策の取組状況

施策目標	快適で衛生的な生活環境の中で、市民が安全で安心して生活しています。
------	-----------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
	産出指標	生活衛生関係施設の監視率(%)	単年度目標値	100	100	100	100		100	B
基準値(H28)			100	実績値	100	100	92	92		
目標値(R4)			100	単年度の達成度	100.0%	100.0%	91.6%	92.1%	91.8%	
犬猫の正しい飼い方教室等の実施回数(回)		単年度目標値	30	35	35	40	40	B		
		基準値(H28)	29	実績値	36	26	21		32	
		目標値(R4)	40以上	単年度の達成度	120.0%	74.3%	60.0%		80.0%	82.5%
成果指標	市民の密着度が高い理美容所等の生活衛生関係施設の衛生基準適合率(%)	単年度目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	A		
		基準値(H28)	100	実績値	100.0	100.0	100.0		100.0	
		目標値(R4)	100	単年度の達成度	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
	犬猫の殺処分頭数(頭)	単年度目標値	120	115	110	105	100以下	A		
		基準値(H29)	142	実績値	24	5	3		0	1
		目標値(R4)	100以下	単年度の達成度	500.0%	2300.0%	3666.7%		-	10000.0%

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)		基準値(H29)	8.9%	29.6%	38.6%	17.1%	4.8%	
調査結果		H30	6.5%	26.6%	33.1%	16.2%	7.2%	37.0%	
R1		8.2%	30.2%	38.4%	21.3%	8.4%	28.8%		
R2		6.9%	35.8%	42.6%	17.4%	7.1%	27.9%		
R3		7.5%	34.3%	41.8%	18.5%	7.5%	27.3%		
R4		9.0%	29.9%	38.9%	16.3%	7.3%	33.8%		



③ 主要な構成事業の進捗状況		※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照					B
----------------	--	----------------------------	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	犬猫の殺処分頭数(頭)	中核市平均		153.9	110.7	71.9	36.0	
本市実績			24.0	5.0	3.0	0.0	1.0	
本市順位			17位/54市中	13位/58市中	15位/60市中	1位/62市中		

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

→

→

※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	B
	② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A
	③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 他県の旅館浴場において、湯の入れ換えを決められた頻度で行わなかったこと等の不適切な管理により、レジオネラ属菌が基準値を大幅に超えて検出される事例が発生しており、旅館や公衆浴場等生活衛生関係施設における確実な衛生管理が求められ、行政による監視指導に加え、施設における自主的な衛生管理の徹底が必要である。 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、海外旅行やインバウンドの増加などによるデング熱など蚊媒介感染症の原因ウイルスの侵入が危惧されており、蚊等の衛生害虫の自主的な駆除や蚊の発生予防が求められている。 依然として近隣諸外国では狂犬病が発生しており、狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されている一方、狂犬病浄土地域である我が国においては、犬の狂犬病予防注射の実施率が低下している現状がある。 近年、犬や猫などの愛玩動物が家族の一員として位置づけられ、市民の動物愛護に対する関心が高まる一方で、多数の動物を飼育している中で、適切な飼育管理ができないことにより、周辺的生活環境が損なわれる不適切な事例も散発している。また、大規模災害発生時にペットが自宅にとり残される、飼い主はぐれ放浪する、避難所で飼い主がペット飼育マナーを守らないなど問題となる事例が想定され、災害時における飼い主の適正な行動が求められている。 令和4年度に動物愛護センター(宮わんにゃんパーク)の運用を開始し、保護された犬や猫の健康管理やストレスの少ない飼育環境を確保することなどにより、譲渡や動物愛護の普及などを強化している。 	80点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、監視率は目標値を下回ったものの、衛生基準適合率は目標値を達成した。 犬猫の適正飼養に係るイベントや教室などの開催を通じた啓発については、新型コロナウイルス感染症の影響により、教室の回数を抑えたため、実施回数は目標値を下回ったものの、令和4年度からは新たに整備した宮わんにゃんパークを活用した週末ふれあい譲渡会を開催するなど、市民の利便性を考慮したイベントで広く啓発を行った。 広報紙や犬の悩みごと個別相談等の開催により適正飼養や終生飼養の啓発活動等に取り組んだことに加え、ミルクボランティア制度の活用などにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に減少し、令和4年度は怪我をして保護された治癒の見込みがない猫1頭のみで、目標値を大幅に超えて達成した。 		市民満足度

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	生活衛生関係施設の監視・指導		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	346	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係施設への監視と浴槽水のレジオネラ検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中でリネンや貯湯槽などの管理不備が判明した施設、レジオネラが検出された施設などに対しては改善指導を行うなど、施設の衛生状況等の確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針】衛生的な生活環境の確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、引き続き、営業施設の監視指導を定期的にも実施する。
2	衛生害虫に関する指導・啓発事業		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	346	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等へホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発したほか、通報や相談に適切に対応し、衛生害虫による事故の発生を未然に防止することができた。 <p>【②今後の取組方針】所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じて関係部局と連携してその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。
3	飼えなくなった犬猫などの引き取り		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	5,800	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主に対し、犬猫の健康と安全に気を配り、不妊去勢手術を実施することや、近隣に迷惑をかけることのないよう適正に飼養する「適正飼養」、犬猫が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の普及啓発を実施したことにより、犬猫の引取り数の削減が図られた。 <p>【②今後の取組方針】飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。
4	狂犬病予防対策		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,434	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られた。なお、捕獲犬の飼い主へ返還頭数は25頭(返還率74%)で、その他は全て新しい飼い主へ譲渡された。 予防注射頭数は若干減少し、海外からの狂犬病侵入時のまん延防止のためには予防注射の実施率向上が課題となっている。 <p>【②今後の取組方針】狂犬病予防接種率の向上の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。 予防注射の実施率向上に向けて、未接種犬の飼い主へのはがきやチラシに、犬への接種率の低下の人への影響をわかりやすく掲載し周知することなどにより、予防注射の実施を促す。
5	動物愛護推進事業		動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,965	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】動物愛護の普及啓発と収容動物の譲渡促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡や動物愛護の普及啓発などを強化するため、既存の動物収容施設を改修・増築し、動物愛護センターとして令和4年度から運用を開始した。 動物愛護センターを会場として、犬や猫の飼い方講習会等を開催し、動物愛護の普及啓発を図るとともに、週末ふれあい譲渡会を開催し、譲渡機会の拡大を図った。併せて、SNSを利用して収容動物の新しい飼い主探しや動物愛護の普及啓発を実施した。 ミルクボランティア事業(獣医師会加入の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)は令和3年度に引き続き、ふるさと納税による寄付金の活用により活性化し、子猫の生存機会の拡大が図られ、新しい飼い主への譲渡へつながった。 飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて、啓発する必要がある。 <p>【②今後の取組方針】関係者と連携した動物愛護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターを活用したパネル展示や各種講習会・譲渡会の実施に加え、SNSなどのICTを利用した多角的な情報発信により、動物愛護の普及啓発と譲渡事業を推進し、犬猫の殺処分ゼロを目指す。 ミルクボランティア事業については、ふるさと納税による寄付金を活用し、引き続き安定的な事業運営を図る。 同行避難など発災時に適切に対応できるよう、飼い主に対し、ペットのしつけや健康管理、備蓄品の確保などについて、市主催の総合防災訓練等のほか、広報紙への掲載、市有施設へのポスター掲示を活用して、普及啓発を実施する。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・生活衛生関係施設衛生水準の維持向上 市内の生活衛生関係施設を原因とするレジオネラ症は発生していないものの、一部の施設の自主検査等において浴槽水や特定建築物における冷却塔水からレジオネラ属菌が検出される事例があることに加え、他県の旅館浴場において不適切管理によりレジオネラ属菌が基準値を大幅に超えて検出される事例が発生したことなどから、旅館や公衆浴場等における衛生管理を徹底し、レジオネラ症の発生防止のため、施設の衛生水準の維持向上が必要である。</p> <p>・衛生害虫の知識の普及啓発 衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症の発生防止のため、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、土地・家屋の所有者や管理者による自主的な衛生害虫の駆除、発生防止の推進が必要である。</p> <p>・狂犬病予防注射率の向上 狂犬病予防注射率は若干下がっており、また狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されていることから、狂犬病の国内まん延防止のため、犬に対する狂犬病予防注射率の向上が必要である。</p> <p>・犬猫の適正飼養の普及啓発の推進 飼い主からの飼えなくなった犬猫の引き取り数や殺処分頭数は減少しているものの、依然として引き取り依頼や不適正な多頭飼育事例があること、また、コロナ禍による外出控えの影響で、ペットの飼育者が増加していることから、動物の適正飼養や終生飼養の普及啓発を推進する必要がある。また、大規模災害の発生に備え、ペットの飼い主に対する防災対策に関する知識の普及が必要である。</p>	<p>・生活衛生関係施設衛生水準の維持向上 旅館や公衆浴場等生活衛生関係施設の監視指導および浴槽水や冷却塔水の検査を年間計画に基づき行うとともに、チラシの配布による注意喚起等を行い、衛生管理の徹底を図り、レジオネラ症発生防止対策を推進する。</p> <p>・衛生害虫の知識の普及啓発 衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症の発生防止のため、土地・家屋の所有者等に対して自主的な衛生害虫の駆除や、水たまりなど蚊の発生源の除去など、衛生害虫の防除方法について広報紙やホームページなどにより普及啓発する。また、デング熱等の蚊媒感染症発生時に迅速に対応するために、引き続き関係課と連携を図る。</p> <p>・狂犬病予防注射率の向上 狂犬病の国内侵入のリスク等についてリーフレットを配布する等の啓発を行うとともに、狂犬病予防集合注射の例年通りの案内に加えて、未実施犬の飼い主に対しては督促ハガキの送付や電話勧奨など動物病院における個別注射を促進することにより、狂犬病予防注射率の向上を図る。</p> <p>・犬猫の適正飼養の普及啓発の推進 宮わんにゃんパークを活用し、犬猫の適正飼養や終生飼養の普及啓発を図るとともに、定期的に譲渡会を開催するほか、引き取り頭数の多い離乳前の子猫については、引き続き動物病院と連携し、譲渡につなげることで、犬猫の生存機会の拡大を図る。また、防災訓練への参加などを通し、ペットと共に避難する際に必要なケージやリード、首輪の確保に加え、避難所生活を想定したしつけなど、平時から必要な準備について啓発に努めていく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 協働によるまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画記載頁	129
-------	------------	---------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことにより、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	市民・地域活動団体・NPO・事業者・大学・行政が、役割を分担して、協働のまちづくりに取り組む環境が整っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅱ	地域産業を支える地域の人材の育成や、未来を生き抜く力を育成する教育など、幅広い分野での「人づくりを進める。				
成果	基本目標Ⅱ	地域産業を支える地域の人材の育成や、未来を生き抜く力を育成する教育など、幅広い分野での「人づくりを進める。				

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	
	産出指標	まちづくり活動応援事業登録者数(累計)(人)	単年度目標値	250	3,000	5,000	10,000		17,000
基準値(H29)		—	実績値	193	977	1,221	1,816	2,396	
目標値(R4)		17,000	単年度の達成度	77.2%	32.6%	24.4%	18.2%	14.1%	
基準値(H29)		—	実績値						
目標値(R4)		—	単年度の達成度						
単年度目標値									
成果指標	まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数(団体)	単年度目標値	625	630	641	649	657	B	
	基準値(H29)	606	実績値	602	614	617	548		559
	目標値(R4)	657	単年度の達成度	96.3%	97.5%	96.3%	84.4%		85.1%
	基準値(H29)	—	実績値						
	目標値(R4)	—	単年度の達成度						
	単年度目標値								

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	6.6%	27.4%	34.0%	15.5%	6.0%	38.8%	
(%)	H30	3.4%	26.8%	30.2%	15.0%	4.1%	43.5%		
R1	6.2%	28.1%	34.3%	16.5%	3.8%	41.5%			
R2	3.7%	29.2%	32.9%	16.9%	4.7%	38.0%			
R3	5.3%	29.0%	34.3%	16.0%	5.0%	37.8%			
R4	4.6%	28.2%	32.8%	17.3%	3.4%	42.3%			

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ
	中核市水準比較	中核市平均	0.57	0.55	0.55	0.54	0.47	
市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数/市民1千人	本市実績	0.63	0.69	0.69	0.70	0.69		
本市順位	15位/54市中	13位/58市中	12位/80市中	14位/62市中	15位/62市中			

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	
⇒	
⇒	

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	C
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)			総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子・超高齢化の進行などの社会環境の変化による担い手不足や、価値観の変化・多様化などにより、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化していきが見込まれている。 こうした中、国では、地域活動団体の活性化を図るとともに、全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう、共助の活動の展開が重要であると捉え、個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな「つながり」が構築され、全員で作っていき共助社会の実現を目指しているほか、特定非営利活動法人は、多様化したニーズに効果的かつ機動的に対応し、個々人の自己実現を活かすことができる仕組みとして、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されている。 大震災や台風等の災害を通じ、市民、地域活動団体をはじめとした、活動主体同士の協働によるまちづくりの重要性が高まっている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、まちづくり活動やイベントが休止、縮小していたことから、協働によるまちづくりの活性化に向けた支援が必要である。 		75点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり活動応援事業登録者数」については、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発のほか、地域行政機関職員で構成する「まち活応援隊」による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組むとともに、地域団体への登録・活用支援等の働きかけなどを行ったことにより、登録者数は前年度に対し増加しているものの、目標値には達していない。 「まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数」については、まちづくりに関する相談対応やSNSを活用した情報発信等に取り組んだことにより、前年度に対し増加している。 	市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民憲章推進協議会補助金		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発を担う協議会への事業支援	計画どおり	5,429	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、3年ぶりに「フェスタmy宇都宮」や「ウオーキングフェスタ」を開催するとともに、2年ぶりに開催した「市民の日記念のつどい」では市民憲章表彰を行うことにより、市民やNPO、企業等に市民憲章の周知啓発を図ることができた。 市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市民憲章の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章推進協議会構成団体やNPO、企業等と連携しながら、引き続き、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の普及啓発を図っていく。
2	まちづくり活動応援事業	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	・アプリを活用したまちづくり活動情報の発信・入手、まちづくり活動への参加機会の創出	計画どおり	14,151	R1	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちづくり活動応援事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域において、本事業が活用されるよう、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出を図ることができた。 更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動応援事業の認知度向上及び活用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用促進が図られるよう、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けた画面改修を行うほか、活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。
3	市民活動助成事業助成金		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画どおり	2,069	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民活動団体の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 17団体に対してまちづくり活動に要する費用の一部を助成することにより、シニア世代向けの携帯・スマホ勉強会の開催や、大学生等に朝ごはんやおやつなどを提供するカフェの開催など、団体の自主的で公益的な活動を支援し、市民協働のまちづくりを推進することができた。 より多くの市民活動団体が助成事業を活用できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、市民活動団体への周知を行い、団体の活動の活性化を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続的な市民活動団体への活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が、活動を継続し、自立できるよう、引き続き、まちづくりセンターと連携しながら、団体の申請促進や活動支援に努めていく。
4	まちづくりセンターの運営		まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画どおり	29,100	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民協働のまちづくり活動への参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくりに関する相談対応やボランティア等の人材育成支援などに取り組んだ結果、利用者による事業評価アンケートにおいて、高い水準の満足度を維持することができた。 地域活力の維持・向上を図るため、大学生等の若者のボランティアへの参加促進や、地域活動団体等の運営や団体間の連携などを支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の活性化支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会をはじめとした活動団体やまちづくりに関心のある若者などの市民を対象とし、デジタルの活用などをテーマとしたまちづくり勉強会を開催するとともに、引き続き、まちづくり活動の活性化や活動主体間の連携・協力の促進に取り組む。
5										

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民協働の推進 市民活動団体等による活動の活性化に向け、多くの市民が自ら進んでできることを行えるよう、「市民の自発的な協働の強化」に取り組む必要がある。</p> <p>価値観の変化・多様化などにより、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化していることから、これらの地域課題の解決に向け、地域活動団体・NPO・事業者等のノウハウや人材を生かせるよう、「多様な主体による地域の活力の維持」に取り組む必要がある。</p>	<p>・市民協働の推進 第3次市民協働推進計画後期計画に基づき、まちづくり活動応援事業やまちづくりセンターにおけるまちづくり参加体験事業等の実施により、様々な世代の活動参加機会の創出や地域活動団体のまちづくり活動の活性化を支援し、市民や活動団体の自発的な協働意欲の向上・強化に取り組む。</p> <p>活動団体の自立化や活動の活性化に向け、市民活動助成事業等により、NPOなどの市民活動団体への支援を行うとともに、地域活動団体、NPO、企業等の活動主体が適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくり活動に取り組めるよう、まちづくりセンターや地域行政機関と連携し、支援していく。</p>
<p>・まちづくり活動応援事業の推進 まちづくり活動応援事業への更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知するとともに、市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。</p>	<p>・まちづくり活動応援事業の認知度向上及び活用支援 活用促進が図られるよう、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けた画面改修を行うほか、活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 地域主体のまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画 記載頁	128
-------	------------	-------------	-----

関連するSDGs目標




1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	---

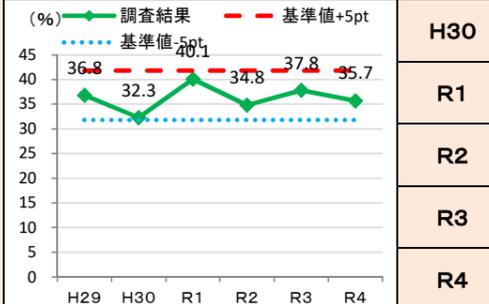
2 施策の取組状況

施策目標	地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組む環境が整っています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
	産出指標	自治会加入世帯数(世帯)	単年度目標値	148,500	148,620	148,740	148,860	
		実績値	148,473	148,392	148,033	148,370	147,818	
		単年度の達成度	99.9%	99.8%	99.5%	99.7%	99.2%	
		単年度目標値						
		実績値						
		単年度の達成度						
成果指標	地域まちづくり計画推進地区数(地区)	単年度目標値	29	31	33	36	39	B
		実績値	28	29	31	31	32	
		単年度の達成度	96.6%	93.5%	93.9%	86.1%	82.1%	
		単年度目標値						
		実績値						
		単年度の達成度						

② 市民満足度の推移



指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	6.8%	30.0%	36.8%	17.5%	7.4%	33.2%	B
基準値(H29)	4.3%	28.0%	32.3%	17.6%	6.0%	37.0%	
R1	7.2%	32.9%	40.1%	20.4%	6.5%	30.0%	
R2	4.7%	30.1%	34.8%	20.8%	5.9%	31.1%	
R3	7.0%	30.8%	37.8%	19.8%	6.0%	31.0%	
R4	4.6%	31.1%	35.7%	17.3%	7.1%	36.0%	

③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照

評価の組合せ	指標	評価
B	中核市水準比較	
	自治会加入率	
	本市順位	

【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ
	中核市水準比較	自治会加入率	70.2%	69.7%	69.0%	68.6%	68.1%	
	本市実績	67.2%	66.5%	65.8%	65.4%	64.5%		
	本市順位	32位/54市中	36位/58市中	36位/60市中	38位/62市中	38位/62市中		

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

- ⇒
- ⇒

※ 評価の考え方

① 施策指標(産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)

施策を取り巻く環境等	・人口減少や少子・超高齢化の進行などの社会環境が変化する中、地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性が高まっているが、地域のつながりの希薄化や地域コミュニティの担い手の減少など、これまで築かれてきた地縁による共助の支え合い体制の基盤の弱体化が危惧されることから、自治会を中心とした「共助」の役割を担う多様な主体が、快適で安心な暮らしを営んでいけるよう、持続可能な地域社会の形成を図るよう努めている。 ・総務省の「地域コミュニティに関する研究会報告書(R4.4)」において、新型コロナウイルス感染症の影響で地域コミュニティ等の活動が制約される状況を転機と捉え、活動の維持・活性化、自治会役員等の負担軽減などの課題解決にあたっては、「地域活動のデジタル化」、「自治会等の活動の持続可能性の向上」、「地域コミュニティの様々な主体間の連携」の3つの視点が重要であるとされており、本市においても的確な対応が求められている。	総合評価	80点
施策指標	・「自治会加入世帯数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が中止・縮小される中、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、自治会会員の優待制度である「宮PASS」を活用した加入促進や、地域づくりの専門家による勉強会の開催など、地域が主体となった魅力ある自治会づくりの取組を支援したことにより、前年度に対し減少したものの、目標率に対して約99%の達成率となっている。 ・「地域まちづくり計画推進地区数」については、住民自らが地域の将来像を描く地域まちづくり計画(地域ビジョン)の推進に向け、策定済地区の取組事例の紹介や地域行政機関による継続した支援を実施したことにより、前年度に対し増加している。	市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	地域まちづくり計画の策定支援	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	-	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域まちづくり計画の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の策定から10年が経過する地区を対象として、計画改定に向けた手法等について意見交換を行い、計画改定に向けた意識醸成を図るとともに、新たに策定を検討する地区に対し勉強会等の支援を行い、計画策定の準備を進めることができた。 ・複雑・多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画策定を促進するとともに、策定済地区における計画の取組状況の把握や新たな地域課題の反映に向けて支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画未策定地区への策定着手支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていくとともに、策定済地区に対しては、地域まちづくり計画の取組状況の把握や新たな地域課題の反映に向けて支援していく。
2	協働の地域づくり補助金	戦略事業	・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	72,067	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):特色ある地域づくり活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域みんなの夢実現事業の補助を7地区が活用し、各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域行政機関と連携しながら、補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介などの支援により、地域の特産品を活用した加工品の作成や、文化遺産の伝承と情報発信など、特色ある地域づくりの促進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:地域主体のまちづくりへの継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある地域づくり活動の促進については、各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域特性を活かしながら行う、地域主体のまちづくりを全市に広げるため、引き続き、地域みんなの夢実現事業の補助を継続するとともに、地域行政機関と連携しながら、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介など、支援の充実を図っていく。
3	宇都宮市自治会連合会補助金	戦略事業	・自治会活性化の促進	・宇都宮市自治会連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の運営支援 ・自治会加入促進・活性化への支援	計画どおり	62,736	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治会活動・元気アップ研修会」の開催回数を1回から3回に拡充したことにより、前年度より多くの自治会長等に、コロナ禍での活動や運営のあり方について学びの機会を提供することができ、自治会長等の改革意識の醸成を図ることができた。 ・「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の交付により、「宮PASSを活用した自治会加入促進」や「地域の防災意識の向上」など、自治会の課題解決に向けた地域主体の取組が行われ、自治会の魅力を高めることができた。 ・自治会加入促進や活動の活性化にあたっては、宇都宮市自治会連合会等と連携しながら支援を継続し、これまでの取組により得られた成果を全市に波及させていくほか、自治会長等をはじめとした市民の自治会に対する意識の改革を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:自治会活動の活性化支援の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの自治会のあり方の検討や活動の活性化に向けた意識の醸成を図るため、新たに「自治会シンポジウム」を開催するほか、「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」において、「中高層マンションへの加入促進」など具体的なテーマを示して募集するとともに、「自治会活動・元気アップ研修会」をより実践的な内容とすることにより、自治会への加入促進や活動の活性化を図っていく。
4	地域集会所等建設推進事業補助金	戦略事業	・自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進、活動拠点の確保	・単位自治会	・地域集会所建設のための補助	計画どおり	18,006	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動拠点の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が活用しやすい居場所づくりのため、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、制度の周知に努め、エアコンの設置やトイレの洋式化、AEDの設置など、地域集会所等の建設等にかかる助成により、自治会活動拠点の整備促進を図ることができた。 ・自治会集会所の効果的な活用による自治会活動の活性化を図るため、集会所の活用状況等を把握する必要がある。(集会所に関するアンケート実施済み) <p>【②今後の取組方針:自治会活動拠点整備の継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果を踏まえ、地域集会所の効果的な活用に必要な支援の内容について検討を進めるほか、引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、制度の周知に努めていくとともに、空き家再生支援事業等とも連携しながら、自治会活動拠点の確保や整備促進を図っていく。
5										

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・自治会加入促進及び活動の活性化への支援 自治会加入促進や活動の活性化にあたっては、宇都宮市自治会連合会等と連携しながら支援を継続し、地域活動のデジタル化や自治会活動の持続可能性の向上など、これまでの取組により得られた成果を全市に波及させていくほか、自治会長等をはじめとした市民の自治会に対する意識の改革を図る必要がある。</p> <p>・地域主体のまちづくりへの継続的な支援 各地域が抱える課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分に活かし、地域が様々な主体間の連携を図りながら、主体的に特色ある地域づくりに取り組めるよう、地域まちづくり組織の企画力の向上など組織機能の強化を図るとともに、地域まちづくり組織の活動の活性化に向け、引き続き支援する必要がある。</p> <p>・地域まちづくり計画の策定等への支援 複雑・多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画策定の促進とともに、策定済地区における計画の取組状況の把握や新たな地域課題の反映に向けた支援が必要である。</p>	<p>・自治会加入促進及び活動の活性化への支援 これからの自治会のあり方の検討や活動の活性化に向けた意識の醸成を図るため、新たに「自治会シンポジウム」を開催するほか、「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」において、「中高層マンションへの加入促進」など具体的なテーマを示して募集するとともに、「自治会活動・元気アップ研修会」をより実践的な内容とすることにより、自治会への加入促進や活動の活性化を図っていく。 また、中高層マンションや大規模分譲住宅、集合住宅等の入居者に対する加入促進活動の参考とする手引きの作成や、退会防止に向けた事例紹介など、自治会が主体的に取り組めるよう、支援の充実を図っていく。</p> <p>・地域主体のまちづくりへの継続的な支援 地域主体のまちづくりを全市に広げるため、引き続き、「地域みんなの夢実現事業」を活用した地域独自の取組に対する支援を継続するとともに、地域行政機関と連携しながら、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介、主体間の連携促進など、支援の充実を図っていく。</p> <p>・地域まちづくり計画の策定等への支援 地域行政機関と連携しながら、地域まちづくり計画の未策定地区に対しては、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていくとともに、策定済地区に対しては、地域まちづくり計画の取組状況の把握や新たな地域課題の反映に向けて支援していく。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 市民の市政への参加促進
-----	---------------

施策主管課	広報広聴課	総合計画記載頁	129
-------	-------	---------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実現できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	---

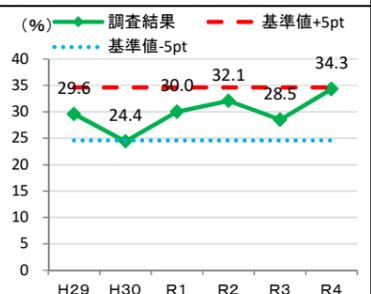
2 施策の取組状況

施策目標	市民と行政の間で情報が共有され、市民の意見が市の施策により的確に反映されています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
	産出指標	まちづくり懇談会等における参加者数(人)(累計)	単年度目標値	4,250	8,500	12,750	17,000	
基準値(H29)		実績値	3,871	7,608	11,319	14,832	18,318	
目標値(R4)		単年度の達成度	91.1%	89.5%	88.8%	87.2%	86.2%	
単年度目標値								
成果指標	まちづくり懇談会における意見の反映割合(%) (累計)	単年度目標値	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0	A
	基準値(H28)	実績値	67.7	68.7	87.9	89.7	89.6	
	目標値(R4)	単年度の達成度	120.9	120.5	151.6	152.0	149.3	
	単年度目標値							
	基準値(H28)	実績値						
	目標値(R4)	単年度の達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	4.4%	25.2%	29.6%	16.7%	6.4%	41.2%	
(%)	H30	2.9%	21.5%	24.4%	14.0%	6.8%	46.9%		
	R1	5.3%	24.7%	30.0%	18.9%	6.2%	42.7%		
	R2	5.6%	26.5%	32.1%	16.7%	4.9%	39.0%		
	R3	4.5%	24.0%	28.5%	19.5%	9.5%	36.8%		
	R4	4.4%	29.9%	34.3%	18.5%	5.4%	38.0%		



③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	---

【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ
	中核市水準比較	中核市平均						
	本市実績							
	本市順位							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

・地区ごとに市政に関する意見交換等を行う「まちづくり懇談会」の一部の開催を中止・文書での開催への振替
 ⇒一部の地区において、文書により意見や質問をいただき回答する方法に振り替えて実施した中、施策指標であるまちづくり懇談会における意見の反映割合の実績値は、前年度よりも微減となったが、達成度は目標値を大きく上回っており、市政への反映割合は高水準で推移している。

※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・少子・超高齢化や高度情報化といった社会情勢の変化に伴い、市民の公共サービスに対するニーズも多様化・複雑化していることから、よりきめ細かな市民ニーズの把握が必要となっている。 ・デジタル技術の進展やライフスタイルの多様化により、市民等の情報入手手段が多様化しており、膨大な情報があふれる中、時として、市民に必要な情報が届かず、また、誤った情報に惑わされる事例も発生していることから、全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報を確立していく必要がある。 ・今般の新型コロナウイルス感染症の発生等により市民の安全・安心への意識がこれまで以上に高まっていることから、正確かつ速やかな市政情報の発信に取り組むとともに、複数の開催手法により、市民意識に配慮した安全・安心な集団広聴事業の実施が求められている。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、集団広聴事業である「まちづくり懇談会」の一部を開催中止としたが、文書により意見や質問をいただき回答する方法に振り替えて実施したほか、宮だより事業(個別広聴)や市政世論調査事業(調査広聴)など、広聴手法を継続して実施することにより、市政への意見反映に努めている。 ・また、まちづくり懇談会で出された意見に対しては、継続して進捗管理を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度は懇談会の中止により意見の聴取ができなかった。一方で、令和3年度、4年度は一部の地区で対面での開催はできなかったものの、文書での開催により提出された意見への回答を行っており、まちづくり懇談会における意見の反映割合の実績値は前年度よりも微減となったが、達成度は目標値を大きく上回っており、市政への反映割合は高水準で推移している。 	概ね順調
市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が4年間で市内全39地区に出向き、地域の課題等について、地域の方と直接懇談を行う「まちづくり懇談会」や、市長とテーマを決めて意見交換を行う「市長とトーク」など、きめ細かな集団広聴を実施している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があったが、感染対策を講じながらの対面開催または文書により開催するなど、適切に意見聴取を行うことができたほか、宮だより等において御意見をいただいた方に対しては、市政について分かりやすく丁寧かつ迅速な説明を心掛け対応した。 ・また、様々な広報媒体を活用しながら市政情報を発信し、市民と行政の情報の共有に努めたほか、緊急的事案である新型コロナウイルス感染症やワクチン接種などに関する情報についても、市民等に対し、ホームページやツイッターにおいて、迅速で分かりやすく、正確な情報発信に努めるとともに、令和4年度から、新たにデジタルサイネージを活用した積極的な情報発信を行うことにより、「満足」「やや満足」が上昇したと考えられる。今後とも、各種広聴事業による意見聴取や、様々な広報媒体を活用したより一層効果的な情報発信に取り組んでいく。 	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施	感染症の影響による実施	289	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】安心・安全に参加できる感染防止策等を講じた懇談会の開催、若い世代の積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団広聴事業においては、市民が安全・安心に参加できるよう新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、感染状況や国等の動向を注視しつつ、地域の意向を確認しながら、必要に応じて、文書により意見や質問をいただき回答する方法により安全・安心に実施することができた。 ・「まちづくり懇談会」については、4年間で全39地区を巡回する2年目の年にあたり、令和2年度に整理した実施スケジュールに基づき実施したほか、開催地区の意見・意向を伺いながら、開催方法を検討することとした。 ・令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2地区は文書により意見や質問をいただき回答する方法で実施した。 ・また、若い世代の参加促進を図るため、開催地域に参加協力を呼びかけ、可能な範囲で協力をいただいた。 ・「市長とトーク」については、「小中学生」対象の回を実施したが、「一般」「高校生」「大学生等」対象の回は応募がなかったため未実施であった。 ・「小中学生」以外については、広報紙や市ホームページにより広く募集を行ったものの応募がなかったため、効果的な周知方法について見直しを行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:若い世代の参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっては、若い世代の参加促進のため、育成会などの地域団体への呼びかけや、市ホームページ等による既存の周知方法に加え、SNSの活用や市内の高校・大学との連携した周知強化に取り組んでいく。 ・新型コロナウイルス感染防止対策については、5類感染症移行に伴い、国が示す基本的な感染対策の考え方を参考にしながら、地域の意向を踏まえた開催方法により実施していく。 	
2	宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールにより市民からの声を聴取	計画どおり	4	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】迅速かつ丁寧な対応・回答に向けた新たな取組の実施、意見の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮だよりについて、コロナ禍においては新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが増加する中、新型コロナウイルス感染症以外の問い合わせについても増加するなど、市政全般に関して多くの意見が寄せられており、これらに対し、丁寧かつ適切に対応することができた。 ・市民が主役のまちづくりを実現するため、寄せられた市政に対する意見等については、あらゆる機会を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧な回答作成に取り組んだほか、意見数等をまとめた「市民の声」をホームページ上に公開し、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう周知を行った。 <p>【②今後の取組方針:迅速かつ丁寧な対応・回答の実施、意見等の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄せられた意見に対し、迅速かつ丁寧に対応するために、引き続き、情報共有の徹底など全庁的な取組を実施するほか、「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。 ・宮だよりで寄せられた意見等について、市民のニーズ・意見等を的確に捉えるため、意見の分析方法について検討する。 	
3	市政世論調査事業		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析の実施	計画どおり	3,267	S43	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】回収率約50%の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収とインターネットによる回答を併用しており、おおむね50%の回収率を維持している。 <p>【②今後の取組方針:信頼度向上に向けた回収率向上の取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の信頼度向上に向けて、回答率の向上を図るため、わかりやすい質問文を心がけ、回答者の負担軽減に努める。 ・今後とも、郵送とインターネットを併用し、リマインダー(回答者へのお礼 兼 未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。 	
4	広報紙等の発行事業	戦略事業	広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	103,163	S25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】全市民に対する市政情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも見やすいレイアウトやイラストの活用などにより、市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」紙面構成を意識した情報発信に取り組めた。 ・新聞折込により市内各世帯に配布するとともに、新聞未購読世帯や視覚障がい者(点字版・音声版)への郵送のほか、市ホームページでPDF版・音声版・テキストデータを掲載するなど、多様な手法で市政情報を発信できた。 ・本市が目指すまちの姿であるスーパースマートシティの周知に向けて、関係部署と連携の元、シリーズ化しマンガを用いるなど、分かりやすく紹介することで、市民の理解促進を図った。 ・広報紙の掲載情報を、市公式ツイッターで配信することで、より幅広く、市民に対して市政情報を発信できた。(R4.9月～10月/月) ・今後も引き続き、分かりやすい紙面の作成や、様々な媒体との連携など、効果的な情報発信手法に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、イラストや写真などを活用するなど読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。 ・広報紙を入手していない世帯等に対する、各種広報媒体を活用した情報発信の更なる充実について検討する。 ・政策特集については、意見募集の機会を設けることで、広報と広聴を同時に達成できる手法であることから、時宜を捉えたテーマを選定し、本市の施策・事業に対する市民の理解がより深まるような、市民目線での紙面構成等に取り組んでいく。 ・今後も市公式ツイッター等を活用して、市政情報への興味関心をより高めていくために、広報紙の信頼性の強化に取り組んでいく。 	
5	ホームページによる広報事業	戦略事業	広報・広聴事業の充実	市民	ホームページ等情報発信	計画どおり	7,600	H9	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に係る支援情報や発生状況等のお知らせのほか、ごみの排出抑制等の緊急・重要情報をトップページに掲載することで、市民等に対する確実な市政情報の周知を図り、行動の変容を促した。 ・特に、新型コロナウイルス感染症の発生状況については即時公開することにより、迅速・確実な情報提供に取り組むことで、速やかな情報発信ができた。また、バナーを設定することで、利用者のアクセスが増加した。 ・ページ内のタイトル等を、市民にも分かりやすい表現に変更することで、ページのクリック率の向上や検索性が向上するなど、市民が欲しい情報に辿り着けるようになった。 ・今後も、時宜を捉えた記事の選定や、効果的に伝えるレイアウト等の有効な情報発信の手法について検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:検索性や閲覧しやすさの向上に資する改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の際は、市民に迅速・円滑に分かりやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応を行う。 ・検索エンジン等において、利用者が欲しい情報に辿り着けるよう、引き続き、タイトル等を分かりやすく表現するなど、より一層「伝わる」情報発信に向けて取り組む。 ・全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の推進を図るため、全ての人に使いやすく、本市のイメージアップが図られるホームページとなるよう、令和5年度にリニューアルを実施する。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・広聴事業における若い世代の参加促進</p> <p>「まちづくり懇談会」等の集団広聴事業については、若い世代の参加者数が少ないことから、SNS等を活用した周知方法を強化するなど取組の見直しを行う必要があるほか、「世論調査」についても、若い世代の回答率が他の世代より低い傾向にあることから、更なる回収率向上に努めることにより、市民の市政への関心や理解をより深め、誰もが気軽に市政に参画しやすい環境づくりが必要である。</p> <p>・戦略的な広報の推進に向けた「伝わる」広報の確立</p> <p>普段の市政情報の発信はもとより、LRT開業やスーパースマートシティ等の重要施策や市民の生命や財産に係る緊急案件について、全ての市民に必要な情報が確実に伝わり、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立が必要である。</p>	<p>・広聴事業における若い世代の参加促進に向けた周知強化</p> <p>「宮だより」や「まちづくり懇談会」等の広聴事業については、市民の意見が市政に反映される機会として効果的であることから、若い世代の参加促進のため、引き続き、市公式LINE「教えてミヤラー」から、市ホームページ「宮だより」への案内を行うほか、育成会などの地域団体への呼びかけや、直接参加を呼びかけられるよう、広報紙等の既存の周知方法に加えて、ツイッター等の活用や市内大学や高校と連携した周知に取り組むなどにより、更なる市政への参画意識を高める。</p> <p>・戦略的な広報の推進に向けた「伝わる」広報の確立に係る取り組み</p> <p>市ホームページについて、市民の利便性の向上を図るため、リニューアルを行うとともに、デジタルサイネージの活用やSNSの更なる充実に向けた検討を行うなど、多様な広報媒体による市政情報の発信を強化していく。また、LRTの開業等、市の重要施策や市民の生命や財産に係る緊急案件において、関係部署と連携しながら一体的・集中的な広報に取り組むとともに、広報アドバイザーを活用し関係部署に適切な助言・支援を行うことで、より効果的な情報発信を行う。更に、「伝わる」広報マニュアルを活用した職員による広報スキルの向上を図る。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① かけがえのない個人の尊重
-----	----------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画 記載頁	131
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	--

2 施策の取組状況

施策目標	全ての市民が、平和の尊さを理解し、互いに個人として尊重し合い、その人権が擁護されています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
	産出指標	DV啓発講座の累計受講者数(人)	単年度目標値	1,350	2,700	4,050	5,400		6,750	A
基準値(H28)			6,153	実績値	2,180	3,391	3,900	5,120	6,829	
目標値(R4)			6,750	単年度の達成度	161.5%	125.6%	96.3%	94.8%	101.2%	
単年度目標値										
基準値(H●)			実績値							
目標値(R4)			単年度の達成度							
成果指標	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(%)	単年度目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0	C		
		基準値(H28)	47.8	実績値	47.4	50.4	52.9		48.4	45.6
		目標値(R4)	70.0	単年度の達成度	94.8%	91.6%	88.2%		74.5%	65.1%
	単年度目標値									
	基準値(H29)		実績値							
	目標値(R4)		単年度の達成度							

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	6.4%	26.8%	33.2%	14.5%	4.6%	41.0%	
(%)	H30	4.8%	22.5%	27.3%	16.9%	4.6%	43.7%		
R1	7.0%	28.8%	35.8%	15.1%	4.1%	42.0%			
R2	4.7%	24.3%	29.0%	16.7%	4.2%	42.4%			
R3	7.3%	26.0%	33.3%	17.3%	4.5%	39.5%			
R4	5.4%	21.9%	27.3%	20.4%	8.8%	38.4%			

③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照					B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	---

【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)					評価の組合せ
		H30	R1	R2	R3	R4	
【参考指標】	中核市平均						指標 評価
	本市実績						
	本市順位						

※【①施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	C
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	C
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り巻く環境等	・コロナ禍で、生活困窮などの大きな影響を受けた女性が、不安や困難を抱え孤立化・潜在化していることが懸念されている。また、女性支援の法的根拠となる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以降、女性支援新法)が令和6年4月に施行予定であり、困難な問題を抱える女性への支援の充実が求められている。 ・県では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて令和4年9月に「とちぎパートナーシップ宣誓制度」を導入し、本市では県の制度を活用したサービスの提供を開始したところであり、社会全体で「多様な性」について理解が促進されるよう、更なる意識の醸成が求められている。			75点
施策指標	市民満足度	・DV啓発講座の累計受講者数について、DV未然防止に向けては若年層からの意識啓発が重要であるため、大学や専門学校で実施したほか、中学校における啓発を進めるため、教員向けの研修会においてデートDV防止の必要性等の周知を行い、さらにオンラインにより校内の各教室で同時に受講するなどの新たな手法を活用し実施したことで、受講者数が増加し、目標値を上回った。 ・配偶者からの暴力の相談窓口の周知については、広報紙やパンフレットの配布のほか、つながりサポート女性支援事業の周知に合わせて相談窓口の周知を行ったことにより、令和4年度のDV相談件数は、令和3年度の1.5倍となっており、DV相談の掘り起こしにつながったが、市民への相談窓口の周知割合については前年度と比べ微減し、目標値を下回った。		

75点

概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	DV対策推進事業	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,492	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭向け・人権主任者向け研修において、事業を周知したことにより、出前講座の実施につながり、若年層への意識啓発を図ることができた。 ・自立支援事業においては、DV被害者とその子に対して、民間団体と連携し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。 ・「つながりサポート女性支援事業」等を活用し相談窓口の周知を行ったことで、新規の相談につなげることができた。また、関係機関との連携・協力により、被害者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:DV被害者に向けた取組及び関係機関等との連携の強化】 ・DVの未然防止や早期発見につなげるため、様々な機会を捉え、地域での気付きや相談窓口周知の強化など、関係機関・団体、民生委員や地域ボランティア等との連携を強化していく。 ・また、DVをはじめ困難を抱えた女性への支援については、「つながりサポート女性支援事業」において、NPO等との連携により周知や支援の強化を図っていく。 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう、デジタルを活用した啓発等の効果的な手法について教育委員会との意見交換を行い、実施に向け調整する。</p>	
2	宇都宮市つながりサポート女性支援事業		コロナ禍において不安を抱える女性への相談事業の強化	コロナ禍において不安を抱える女性	・生理用品の提供をきっかけとした相談 ・NPO等の知見や専門性を活かした相談支援	計画どおり	13,707	R3	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:不安を抱える女性への支援】 ・済生会宇都宮病院内に常設相談窓口を設置したほか、地域の身近な場所で相談できるよう、大型商業施設や公共施設、イベント会場などで臨時相談会を実施するなど、NPO等の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。 ・円滑で切れ目のない支援を行うため、NPO等協力団体連携会議を立ち上げ、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組んだことで、NPO同士のネットワーク化を図ることができた。 ・コロナ禍において、不安や困難を抱える女性の孤立・潜在化が懸念されるため、相談窓口の更なる周知や、生理用品の提供をきっかけとした相談支援を実施した。 ・スクールソーシャルワーカーや学校の養護教諭と連携し、女性相談窓口の案内を行うことにより、必要な支援につなげることができた。 ・事業開始より3年目を迎えることから今後の事業の方向性を整理する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:NPO等との連携強化による切れ目ない相談支援の実施】 ・民生委員児童委員協議会など地域で支援を行う団体に対し、女性相談の専門知識を学ぶ講座を実施し、地域における人材育成を図っていく。 ・地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業との連携・協力体制について保健福祉部と調整しながら検討を進める。 ・引き続き、「連携会議」において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組むことにより円滑な支援を実施する。 ・これまでの取組における課題や受託者からの意見も踏まえ、事業を総括した上で、今後の事業の方向性を検討する。</p>
3	人権・平和啓発活動事業	戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民、市内小学生、市内企業、市職員 ・平和首長会議	・市民向け啓発事業の実施 ・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTQに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	1,216	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】 ・人権擁護委員と連携し、人権週間におけるパネル展示等の啓発を行うほか、市ホームページや広報紙等において、インターネット上における誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症などに係る偏見や差別防止を呼びかけることにより、人権意識の向上に取り組んだ。 ・「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づく本市サービスの提供を開始するとともに、多様な性に関する啓発セミナーやパンフレットの作成・配布により、市民や企業のLGBTQなどへの理解促進を図ることができた。 ・SNS等による人権侵害など人権問題が多様化・複雑化していることに加え、多様な性への社会的関心が高まる中、更なる人権に対する理解促進や意識向上が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:効果的な周知啓発と情報収集】 ・市民の人権意識の向上を図り、あらゆる差別や偏見等をなくすため、引き続き、講座の開催やパンフレットの作成・配布に取り組むとともに、人権擁護委員とも連携し、広報紙や動画、啓発カード等を活用しながら、児童生徒への周知啓発に取り組む。 ・また、企業に対しては、LGBTQに関する更なる理解促進を図るため、経済団体等と連携を図りながら、啓発セミナーやパンフレットの作成・配布に取り組む。</p>
4	平和のつどい実行委員会交付金		平和の尊さに対する意識高揚	・平和のつどい ・平和啓発動画「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」の作成・放映 ・市立小中学生に対し、「平和啓発動画」の視聴を依頼 ※平和啓発動画:「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」 「平和語り継ぎ・語り部講演会」 「平和親善大使広島派遣事業」 ・平和啓発パネル展	・平和のつどい【中止】 ・平和啓発動画「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」の放映【地区市民センター、オリオンスクエア大型映像装置、ケーブルテレビ、うつのみや防災展】 ・平和啓発動画YouTubeによる発信(視聴回数累計1,595回) ・夏休み期間の小中学生に対し、「平和啓発動画」の視聴を依頼 ・平和啓発パネル展の実施【市役所市民ホール7/11～7/15】	感染症の影響による変更	328	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「平和のつどい」の開催を中止としたが、代替事業として、宇都宮空襲に係る資料や市内の戦跡、戦争体験者のコメント等を映像化した平和啓発動画「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」を新たに作成した。 ・また、作成した平和啓発動画について、本市平和月間において、地区市民センターに設置のモニターで放映したことや、小中学校の授業や夏休み期間に児童や生徒に視聴してもらうなど、市民への宇都宮空襲被害の記憶の継承と平和意識の醸成を図った。 ・今後は、市民の更なる平和意識の醸成のため、「平和のつどい」の再開に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施】 ・「平和のつどい実行委員会」において、市民一人ひとりの平和意識の醸成を図るため、平和に関する映画上映やパネル等による啓発展示を行う「平和のつどい」の再開に向け取り組む。 ・また、引き続き、平和啓発動画を活用し、市民全体や小中学生に対する平和意識の醸成に取り組む。</p>
5	平和親善大使広島派遣事業交付金		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・市立小中学生に対し、「平和啓発動画」の視聴を依頼 ※平和啓発動画:「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」 「平和語り継ぎ・語り部講演会」 「平和親善大使広島派遣事業」 ・被爆体験伝承者等派遣事業	感染症の影響による変更	677	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、広島市への派遣については中止としたが、代替事業として、派遣予定であった生徒を対象に、「平和に関する学習会」を実施するとともに、小中学校の授業や夏休み期間に、「平和親善大使広島派遣事業」の動画を視聴してもらうなど、若年層への平和意識の醸成を図った。 ・市立小学校において広島平和祈念館の「被爆体験伝承者等派遣事業」を活用した講話を実施し、児童生徒の平和意識醸成を図った。 ・今後は、これまでの取組に加え、児童生徒の更なる平和意識の醸成のため、平和親善大使の広島派遣事業の実施に向け検討を行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施】 ・広く平和意識の醸成を図るため、広島市の受け入れ状況等を踏まえ、教育委員会と連携しながら派遣事業の実施に向け取り組む。 ・また、引き続き、平和啓発動画や「被爆体験伝承者等派遣事業」について、市内の全小中学校における活用を促し、小中学生に対する平和意識の醸成を図る。</p>

4 今後の施策の取組方針

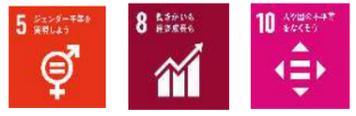
①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・困難な問題を抱える女性への支援 コロナ禍で不安や困難を抱える女性に対して、地域のNPO等との連携強化による相談支援体制の強化や、女性支援新法の施行を見据えた事業に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・人権に対する意識啓発 人権意識や「多様な性」への社会的関心が高まる中、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、人権擁護委員と連携した啓発活動などに継続的に取り組むとともに、LGBTQなど「多様な性」について、広く市民への理解促進に加え、働く場である企業における差別や偏見の解消に向け、意識の醸成や取組の促進を図っていく必要がある。</p> <p>・平和意識の醸成 新型コロナウイルス感染症拡大により、「平和のつどい」や「平和親善大使広島派遣事業」を中止してきたところであるが、戦争の記憶や平和の尊さを次世代に継承していくため、市民、特に若い世代に対して平和意識の醸成に取り組む必要がある。</p>	<p>・困難な問題を抱える女性への支援 つながりサポート女性支援事業により、引き続き、NPO等相互の理解を深めるための情報共有やネットワーク強化、支援人材の育成等に取り組む。円滑で切れ目のない相談・支援を実施するとともに、女性支援新法の施行に伴う新たな女性支援施策について検討する。</p> <p>・人権に対する意識啓発 あらゆる差別や偏見等をなくし、市民への人権意識の普及啓発を図るため、広報紙や啓発パネル展の実施、人権擁護委員と連携した人権よろず相談や児童生徒・市民への周知啓発に取り組む。また、LGBTQなど「多様な性」について、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づき、本市サービスを提供していくほか、経済団体等とも連携しながら、企業経営者等を対象にした啓発セミナーやパンフレットの充実に取り組む。更なる理解促進につなげていく。</p> <p>・平和意識の醸成 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、「平和のつどい」や「平和親善大使広島派遣事業」を再開するとともに、宇都宮空襲などに係る平和啓発動画や、広島平和祈念館が実施する「被爆伝承者派遣事業」について、小中学校における活用促進を図るなど、市民一人ひとりの平和への意識醸成を図る。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 男女共同参画の推進
-----	-------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画 記載頁	131
-------	---------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	--

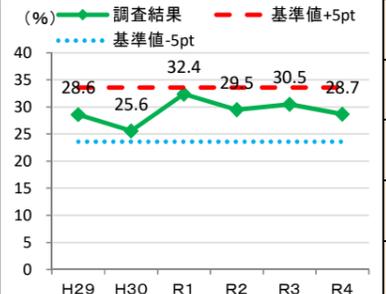
2 施策の取組状況

施策目標	男女が喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現しています。
------	---

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅰ	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。				
成果	基本目標Ⅰ	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。				

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価		
								単年度 目標値	実績値
産出指標	男女共同参画推進啓発講座の受講者数(人)	860	870	880	890	900	B		
	基準値(H28)	856	実績値	1,069	1,043	405		564	783
	目標値(R4)	900	単年度の達成度	124.3%	119.9%	46.0%		63.4%	87.0%
	単年度目標値								
成果指標	審議会等委員に占める女性の割合(%)	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	B		
	基準値(H28)	25.9	実績値	25.5	26.0	26.8		27.9	26.3
	目標値(R4)	30.0	単年度の達成度	98.1%	96.3%	95.7%		96.2%	87.6%
	単年度目標値								
【参考指標】	基準値(H29)		実績値						
	目標値(R4)		単年度の達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
【参考指標】	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	5.0%	23.7%	28.6%	19.9%	7.8%	37.8%	B
	H30	3.6%	22.0%	25.6%	16.9%	8.9%	41.8%	
	R1	7.2%	25.2%	32.4%	21.1%	5.8%	37.9%	
	R2	4.7%	24.8%	29.5%	19.1%	4.2%	40.2%	
	R3	6.5%	24.0%	30.5%	20.8%	7.0%	36.3%	
R4	4.9%	23.8%	28.7%	18.2%	10.9%	37.7%		



③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照					B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	---

【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
			各種審議会等委員に占める女性の割合(%)	29.1	30.0	29.8	29.6	
	本市実績	25.9	25.1	25.5	26.0	26.8		
	本市順位	42位/54市中	53位/58市中	51位/60市中	52位/62市中	46位/62市中	指標 評価	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況	→
	→
	→

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月に本県で開催の「G7男女共同参画・女性活躍推進担当大臣会合」を契機とし、更なる男女共同参画の意識醸成求められている。 国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン」(5期計画)においては、男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消の必要性が掲げられており、本市が令和3年度に実施した市民意識調査等においても、依然として、固定的な性別役割分担意識が存在していることが分かったことから、それらの解消に向けた取組の推進が求められている。 令和4年度に「女性活躍推進法」及び「育児・介護休業法」の改正法が施行されたことに伴い、企業における更なる女性活躍と男性の家庭参画が求められていることから、企業経営者等を対象とした周知啓発の充実を図るなど、企業の取組を促進していく必要がある。 本市女性の就業率は徐々に増加しているが、全国と比較すると依然として低い状況であり、令和3年度に実施した市民意識調査において、退職した理由として「仕事と家庭の両立が困難」という理由を挙げる人が最も多い状況にあり、働き続けることを希望する女性が働き続けられる職場環境の整備促進を図っていく必要がある。また、令和4年4月に国において「女性デジタル人材育成プラン」が策定され、女性のデジタルスキルの向上と就労支援による、女性の経済的自立を可能とする環境整備が求められている。 	80点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進啓発講座の受講者数については、オンライン講座を実施したほか、感染対策を図りながら、対面での講座を再開したことにより、令和2年度、令和3年度と比較し増加したものの、コロナ禍での募集定員数の制限などにより、目標値を下回った。 審議会等委員に占める女性の割合については、政策や方針などの意思決定の場への女性参画を促進するため、庁内関係部局と連携した啓発チラシを作成し周知に取り組んだが、前年度と比較し微減した。 		
	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙やホームページ、SNS(フェイスブック)、男女共同参画情報誌など各種媒体を活用した周知啓発を実施するとともに、市民啓発講座のほか、ワーク・ライフ・バランス推進事業や女性活躍啓発事業など各種事業に取り組んできたが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により女性を取り巻く社会環境がより一層厳しくなったことなどにより、市民満足度は前年度に比べ微減している。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民啓発事業	戦略事業	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	市民, 児童生徒, 教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画どおり	1,182	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点を活かした防災講座や地域での女性活躍応援セミナーなどの市主催講座や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施などにより、地域における男女共同参画の推進に取り組んだ。 ・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」の作成・配布に加え、アンコンシャス・バイアスの解消をテーマとした市民向け情報誌「ぼーとなーしつぷ」を発行するなど、幅広い年齢層に対して啓発を図った。 ・より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。 ・令和5年6月のG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とし、機運を絶やすことなく、更なる意識醸成を図っていく必要がある。 ・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について社会情勢の変化を踏まえ、現状に合わせて更新する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業など各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス解消などに向けた各種講座を実施していくとともに、引き続き市民や団体等と協働した啓発に取り組んでいく。 ・地域や企業、団体と連携し、10月に男女共同参画推進フォーラムを開催するほか、開催する各種講座に「G7大臣会合開催記念」の冠をつけるなど、注目度を高めながら、様々な媒体による情報発信を行い、年間を通じた意識啓発に取り組む。 ・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」の改訂に向けた検討を行う。 	
2	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	437	S62	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市女性団体連絡協議会補助金の交付により、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度までは中止していた市民向けの参集型の啓発イベントを再開し、コロナ禍においても実施可能な活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。 ・また、今後の事業等にオンラインを活用することができるよう、内部研修でオンライン会議等の開催手法を学ぶなど、新たな取組に向け支援を行った。 <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のための啓発活動を推進するため、当該団体の取組に対して引き続き支援していく。</p>	
3	うつのみや市民会議補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつのみや市民会議補助金の交付により、会員や市民向けの啓発講座など、コロナ禍においても実施可能な活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。 <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会実現のための啓発活動を推進するため、当該団体の取組に対して引き続き支援していく。 	
4	ワーク・ライフ・バランス推進事業	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・市民 ・事業者等	・事業者表彰の実施 ・企業向けガイドブックの周知 ・企業経営者及び男性従業員向け啓発講座やリーフレットの作成・配布 ・市民向け啓発事業の実施	計画どおり	3,046	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。 ・市民に対しては、仕事と生活を調和させながら、女性がさまざまな場で活躍できるよう、女性のエンパワーメントを支援する各種講座を開催した。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだリーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。また、市民に対しては、WLBの実践に向け、引き続き、各種講座の実施に取り組む。 	
5	女性活躍啓発事業	SDGs 好循環P 戦略事業	働くことを希望する女性が働き続けられ、雇用の場において活躍できるよう、若年層からの意識醸成や、女性の経済的自立に向けた人材育成を図るとともに、能力を発揮し活躍できる職場環境の整備促進に取り組む。	・事業者 ・学生 ・市民	・説明会等において一般事業主行動計画策定促進リーフレットの活用 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・インターンシップ事業の実施	計画どおり	2,560	R1	先駆的 <p>【①昨年度の評価(成果や課題):一般事業主行動計画の策定支援の周知、大学生等に対する就業継続意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、女性活躍や職場環境の改善を促進するため、経済団体の会報誌や企業向けセミナーなどの場を活用し、社会保険労務士による出前説明会や出前相談の活用についての周知啓発に取り組んだ。 ・令和4年度からは従業員101人以上の事業者については一般事業主行動計画の策定が義務化されたことから、制度の周知に取り組むとともに、従業員100人以下の事業者については、社会保険労務士の派遣実績が少なかったことから、女性活躍や行動計画策定の必要性について社会保険労務士を活用しながら、理解促進を図る必要がある。 ・学生に対しては、「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」を実施し結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成を図った。 ・今後、より多くの学生の参加を得られるよう工夫するとともに、首都圏への転出防止や本市への転入にもつなげられるよう事業を展開していく必要がある。 ・30代で女性の就業率が低下する、いわゆるM字カーブ問題の改善に向け、女性が育児や介護等の理由で時間に制約があっても、在宅でのテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得や就労支援など実効性のある支援に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:中小企業における女性活躍事業の促進、インターンシップ事業の実施、女性デジタル人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所などの経済団体等と連携しながら、中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けセミナーの開催やリーフレットの作成・配布に新たにに取り組む。 ・「インターンシップ事業」について、授業に組み込んでもらうなどと大学との連携に取り組む。直接参加できない学生にも参加が得られるようオンデマンド配信を行う。また、首都圏在住の大学生等にも事業に参加してもらえるよう、県内出身者が登録する「ジモトチライン」などの情報発信サイトなどを活用した周知に取り組む。 ・女性の活躍に向けた人材育成・就労支援を促進するため、女性のキャリア支援講座や起業支援講座等を開催するとともに、女性が時間や場所に捉われず、テレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援する事業を新たに実施する。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・男女共同参画意識の醸成 男性シニア層をはじめ、社会に根深く残る固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスの解消に向け周知啓発に取り組むとともに、G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の機運の高まりを絶やさぬよう、更なる意識醸成を図っていく必要がある。</p> <p>・雇用の場における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正に伴い、企業における更なる女性活躍と男性の家庭参画の促進が求められており、企業経営者等を対象とした周知啓発の充実を図るほか、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について、従業員101人以上の企業においては義務化されたところであるが、努力義務となっている従業員100人以下の企業に対する取組を推進していく必要がある。</p> <p>・女性の人材育成・就労支援 働くことを希望する女性が働き続けられ、職場において活躍できるよう、また、女性の経済的自立に向け、スキルの習得など人材育成や、就労支援に取り組む必要がある。</p> <p>・政策・方針決定過程における女性の登用促進 本市の審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、庁内各課に対し女性委員登用促進の働きかけを強化する必要がある。</p>	<p>・男女共同参画意識の醸成 子育て世代や男性シニア層など各世代や、職場や地域、家庭など活動の場に応じた固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消などに向けた各種講座を実施していくとともに、引き続き市民団体等と協働した啓発に取り組んでいく。また、地域や企業、団体と連携し、10月に男女共同参画推進フォーラムを開催するほか、開催する各種講座に「G7大臣会合開催記念」の冠をつけるなど、注目度を高めながら、様々な媒体による情報発信を行い、年間を通じた意識啓発に取り組む。</p> <p>・雇用の場における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 女性活躍や男性の育児休業取得を促進するため、経済団体等と連携した、経営者向けの啓発セミナーの開催や、パンフレットの作成・配布などにより、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業においても、女性活躍に向けた職場づくりが促進されるよう、社会保険労務士の派遣による行動計画策定支援を行う。</p> <p>・女性の人材育成・就労支援 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援を促進するため、女性のキャリア支援講座や起業支援講座等を開催するとともに、女性が時間や場所に捉われず、テレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援する事業を新たに実施する。</p> <p>・政策・方針決定過程における女性の登用促進 本市の審議会等における女性委員の登用促進に向け、各審議会における登用状況や登用が進まない理由について分析し、庁内各課に対しヒアリングを実施し働きかけを行うほか、市内女性に対して公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、庁内各課に向けて多様な人材を紹介するための、「女性人材バンク」の設置に向けた検討を行う。</p>

令和5年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③	多文化共生の推進
-----	---	----------

施策主管課	多文化共生推進課	総合計画 記載頁	131
-------	----------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12	相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	---------------------	--------	--

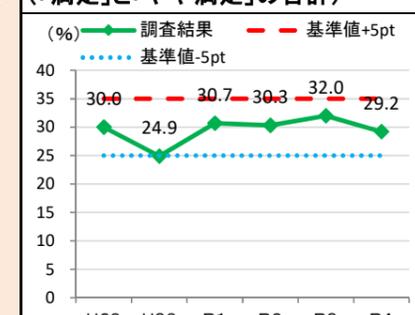
2 施策の取組状況

施策目標	日本人と外国人住民が、互いに理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。
------	--

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	
	産出指標	国際理解に関する講座の参加者数(人)	単年度目標値	452	489	526	563		600
基準値(H28)		414	実績値	552	620	128	169	163	
目標値(R4)		600	単年度の達成度	122.1%	126.8%	24.3%	30.0%	27.2%	
単年度目標値									
基準値(H●)			実績値						
目標値(R4)			単年度の達成度						
成果指標	多文化共生の推進が重要であると考える市民の割合(%)	単年度目標値	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	A	
	基準値(H28)	67.6	実績値	65.7	69.6	65.5	70.1		73.4
	目標値(R4)	70	単年度の達成度	96.6%	101.6%	94.9%	100.9%		104.9%
	単年度目標値								
	基準値(H29)		実績値						
	目標値(R4)		単年度の達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) (「満足」と「やや満足」の合計)	基準値(H29)	4.8%	25.2%	30.0%	13.3%	4.2%	46.7%	
(%)	H30	4.1%	20.8%	24.9%	16.7%	5.1%	46.4%		
	R1	6.5%	24.2%	30.7%	16.3%	6.7%	43.9%		
	R2	5.1%	25.2%	30.3%	14.5%	3.9%	44.6%		
	R3	6.0%	26.0%	32.0%	16.8%	3.3%	42.8%		
	R4	3.9%	25.3%	29.2%	16.8%	6.6%	43.8%		



③ 主要な構成事業の進捗状況	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照					B
----------------	----------------------------	--	--	--	--	---

【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ
	中核市平均							
本市実績								指標 評価
本市順位								

※【①施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施策に係る取組の実施状況
 ・多文化共生の地域づくり事業
 ⇒コロナ禍の影響により、国際理解講座の開催が少なかったものの、出前講座や多文化共生フォーラム、留学生の地域行事参加などにより、外国人と日本人との相互理解や交流機会を創出することができた。また新たな取組として、外国人の地域参加に向けた啓発チラシを作成し、まちづくり懇談会で配布を開始したとともに、職員向けの研修会を開催し、外国人の現状や多文化共生についての理解促進が図れた。
 (国際理解講座開催数【8地区・8講座・163人】、出前講座【4団体】、多文化共生フォーラム【参加者34名】、まちづくり懇談会での啓発チラシ配布【6地区】、留学生の地域行事への参加【峰地区と宇都宮大・豊郷地区と帝京大】、職員向け「多文化共生研修」【参加者68名】)

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	-
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B	
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B	

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による出入国制限等が緩和され、外国人住民数は再び増加し、過去最高となっている。 現在、国において労働力確保に向け、外国人労働者の受入制度の見直しを検討しており、今後も外国人住民のさらなる増加が見込まれることから、外国人住民へのわかりやすい情報発信などによる生活支援や日本語学習支援等のコミュニケーション支援の充実等に加えて、外国人住民も地域の一員として日本人住民と共に暮らしやすい地域社会づくりを進める必要がある。 	86点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「国際理解に関する講座の参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座開催を見送った地域もあったことから、目標値を下回った。 「多文化共生が重要であると考える市民の割合」については、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での交流活動自体が制限された中であつたが、広報紙や国際理解講座などでの多文化共生の周知啓発などに取り組み、目標値を上回った。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民への情報発信や相談事業等の生活支援、日本語学習支援等に引き続き取り組むとともに、広報紙や出前講座等により多文化共生の取組について周知・啓発を行ったが、姉妹都市等の交流事業の減少や国際理解講座などの開催数が少なかったことなどにより、市民満足度は昨年度に比べ下降した。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R4概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	多文化共生の地域づくり事業	戦略事業	外国人・日本人住民との相互理解と交流機会の創出	市民・職員	国際理解講座、企業・学校などへの出前講座、多文化共生フォーラム、外国人の地域参加職員への意識啓発	感染症の影響による変更	43	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍における相互理解・交流機会創出の取組の実施】 ・令和4年度は、コロナ禍の影響により国際理解講座の開催地区が少なかったものの、出前講座や多文化共生フォーラム、留学生の地域行事参加などにより、外国人と日本人との相互理解や交流機会を創出することができた。また新たな取組として、外国人の地域参加に向けた啓発チラシを作成し、まちづくり懇談会で配布を開始したとともに、所属長向けの研修会を開催し、外国人の現状や多文化共生についての理解促進が図れた。</p> <p>【②今後の取組方針】:交流機会創出や職員の意識啓発の実施】 ・今後も、引き続き地域における外国人・日本人住民の相互理解の促進と交流機会を創出するため、国際理解講座などの取組を継続的に実施していくとともに、外国人の地域参加に向けた地域まちづくり組織への啓発や未受講者や新任の所属長に向けて研修会を開催していく。</p>
2	ICTを活用した生活支援事業		ICTを活用した外国人住民への情報・コミュニケーション支援	外国人住民	窓口への音声翻訳タブレット配置によるコミュニケーション支援とSNSによる情報発信	計画どおり	920	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:窓口での外国人住民とのコミュニケーションの円滑化】 ・令和4年度は、音声翻訳タブレットについて、職員アンケートを活用し利用希望を把握しながら適切な配置に努めたことで、本市窓口業務等での外国人とのスムーズなコミュニケーションが促進された。 ・Facebookページ「Living Information in Utsunomiya」では、年間を通して、ごみの捨て方や納税方法などの定期情報に加え、新型コロナウイルスの予防喚起やワクチン接種情報、災害情報などの臨時、緊急情報も発信することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:翻訳タブレットと情報発信の効果的な運用】 ・音声翻訳タブレットについては、複雑な内容でも適切に対応できるよう、テレビ電話による通訳サービスを付加したアプリに変更するとともに、台数を増加し(50台)、より身近な市民センターの各窓口などにも新たに配置するなど、庁内のデジタル化を推進する関係課と連携しながら取り組んでいく。 ・また、引き続き庁内各課との連携により、Facebookページの効果的な運用に取り組んでいく。</p>
3	日本語学習支援ボランティア養成事業		外国人住民の日本語習得の支援	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	891	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:継続的な講座の実施】 ・令和4年度は、コロナの感染症対策を適切に実施しながら、ボランティアを養成するための講座を開催した。 ・また、講座の修了者に対して、日本語教室を行う宇都宮市国際交流協会を含めた民間団体の活動を紹介し、外国人住民の日本語学習の支援に繋げることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:WEB講座などの情報発信】 ・外国人住民の増加が続く中、外国人の日本語習得は重要なことから、今後も、外国人住民や外国人児童生徒の日本語習得を支える人材を育成できるよう講座内容の充実にも努めていく。また、外国人の日本語学習の無料のWEB講座なども充実していきつつあることから、これらの情報発信を行うことで、より多くの学習機会を提供する。</p>
4	やさしい日本語普及啓発事業		職員、市民などへの「やさしい日本語」の普及	職員・市民	職員向け研修の実施、企業・学校などへの出前講座の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍での「やさしい日本語」普及啓発の実施】 ・令和3年度は、職員向けの研修実施とともに、研修と連動した庁内啓発紙を発行したことで、職員へ「やさしい日本語」の普及啓発をすることができた。 ・また、外国文化を紹介する国際理解講座において「やさしい日本語」の啓発を実施し、市民への普及もできた。 ・外国人の転入者増加が見込まれる中、職員や市民へ「やさしい日本語」の一層の普及啓発が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:職員・市民への継続的な普及啓発】 ・今後も、職員向け研修や地域での国際理解講座などに加えて企業へアプローチするなど、幅広い市民への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。</p>
5	外国人転入者支援事業		わかりやすい生活情報の提供	外国人住民	転入した外国人住民への多言語による生活情報などの提供	計画どおり	0	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:外国人転入者への新生活の支援】 ・令和4年度は、スマホ利用者が多い外国人に適した、QRコード読み取りによる情報取得を誘導する生活案内チラシ「Life In Utsunomiya」や多言語版ごみの分け方・出し方リーフレットなどを封入した転入者パックを市民課などの窓口で外国人転入者に配布することで、本市で新生活を始める外国人住民の生活支援に繋がった。</p> <p>【②今後の取組方針】:発信する情報の更新と提供方法の工夫】 ・今後も、引き続き外国人転入者に対して新たな施策や緊急情報を着実に提供できるよう、封入物については、情報内容の更新や表現方法とともに、スマホなど外国人が利用しやすいものとしていくなど、工夫をしていく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・多文化共生の意識向上 外国人・日本人住民が相互に理解しあい、誰もが安心して暮らすことができるよう、多文化共生の意識の向上が必要である。</p> <p>・外国人住民の生活支援の充実 外国人住民数が過去最高となり、今後も増加が見込まれる中、ICTの活用や日本語学習の支援によるコミュニケーションの円滑化と、外国人の特性に合わせた生活情報の提供など、外国人住民の生活支援の充実が必要である。</p>	<p>・多文化共生の意識向上 引き続き、外国人講師による日本人向けの国際理解講座の開催や地域まちづくり組織等への周知・啓発などにより、地域での日本人住民と外国人住民の相互理解と交流機会の創出を図ることで、多文化共生の意識向上に取り組んでいく。</p> <p>・外国人住民の生活支援の充実 音声翻訳タブレットの配置箇所を増やすほか、引き続き、日本語講師の養成、「やさしい日本語」の一層の普及により、外国人住民とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外国人が多く利用するSNS等でわかりやすく生活情報を提供することで、外国人住民の生活支援の充実に取り組んでいく。</p>